



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法史研究序説（平和・ポリツァイ・憲法）（2）ークライトマイアを中心にー
Author(s)	和田, 卓朗; WADA, Takuro
Citation	北大法学論集, 34(2), 75-119
Issue Date	1983-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16435
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(2)_p75-119.pdf



中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法史

研究序説 (平和・ポリツアイ・憲法) (二二)

——クライトマイアを中心に——

和 田 卓 朗

序 論

第一章 クライトマイアの法典編纂

第二章 バイエルン・ラント法の発展とその体系的分化 (クライトマイアの法典編纂・前史)

小 序 バイエルン・ラント法史概観

第一節 中世後期におけるラント法の発達

第一項 『ルードヴィッヒの上バイエルン・ラント法書』の基本的特徴

第二項 バイエルンにおける裁判 (支配) 権の生成と体系化

第三項 『バイエルン改革ラント法書』におけるラント法の組織化の進展

第二節 近世におけるラント法の再編成

第一項 一六世紀における法発展

第二項 マクシミリアンの法典編纂

第三項 勅法によるマクシミリアンの立法活動

小結 バイエレン・ラント法史の集大成としてのクライトマイアの法学活動（以上三三卷三号）

補説 バイエレンにおける貴族支配（Adelsherrschaften）の生成・展開とラント法史の基本構造（以上本号）

第三章 クライトマイアの法理論

小序 問題の所在

第一節 私人の行為規範の体系としての「私法」

第二節 支配権の体系としての「国法（公法）」

小結 「国法（公法）」の解体と憲法・行政法の成立（一九世紀前半における近代法の形成過程への展望）

結 論

訂正 本誌三三卷三号（一九八二年）掲載の本稿（一）に、筆者の誤解等に基づく誤記ならびに不正確な表現が認められた。気づいた限りではあるが、ここで訂正をしておきたい。読者諸賢の御理解と御寛恕をお願いしたい。

九九頁の左から二行目 「……枢密参議会と法院（Justizcasteria）[’] 既^xち破毀院ならびに宮廷法院……」→「……枢密参議会と法院（Justizcasteria）[’] 即^oち破毀院ならびに宮廷法院……」

一〇五頁の左から二行目 「……裁判上^xの補助手段（richterliche Hilfsmittel）……」→「……裁判官^oによる救済手段（richterliche Hilfsmittel）……」

一〇九頁の右から四行目 「……『ハンデクテン』を修正^x（derogieren）している……」→「……『ハンデクテン』を一部廃止^o（derogieren）している……」

一二五頁註（43）の右から三―四行目と六行目 「^x神聖物（Res Sacrae）」→「^o神聖物（Res Sacrae）」

「一九頁の左から一〇行目」 「……一三六六年一月七日に公布されている……」 「……一三四六年一月七日に発効するものと宣言されている……」

「一四八頁の左から五行目」 「……同特権付与状は、……」 「……同宣言は、……」

「一四八頁の左から三―二行目」 「……一五〇八年の特権付与状は……」 「……一五〇八年の『ラントの特権の宣言』は……」

「一四八頁の最終行から一四九頁の右から二行目まで」 「特権付与状は、自己のホーフマルク外三マイル以内で但し他人のホーフマルク外の(つまり太公のラント裁判所管区内の)支配権の……(中略)……の土地にも、ホーフマルク裁判権を認めた……」 「特権付与状は、自己のホーフマルク外三マイル以内で且つ他人のホーフマルク外に(つまり太公のラント裁判所管区内に)位置し、ホーフマルクを所有するラント等族が、小作関係と土地所有権を以つて(mit der Stift und Aghenhund)自己の支配下に組織することを得た単立農家の(einsichtig, Einsicht = Einzelhof)農民の保有地にも、ホーフマルク裁判権を認めた……」

「一五〇頁の左から七行目」 「自己の「専属的」地所内に……」 「自己の支配下の地所内に……」

「一五〇頁の左から三行目」 「……以内の「専属的」地所の上にな……」 「……以内の「単立農家の」地所の上にな……」

「一五〇頁の左から二行目」 「……土地を買い入れて自己に「専属的」なものとすることを通じて……」 「……土地を買い入れて自己のものとするを……」

「一五〇頁の最終行」 「……新たに取得された「専属」地所に……」 「……新たに取得された「単立農家の」地所に……」

「一二頁の右から一―二行目」 「……一五〇八年の『ラントの特権の宣言』と呼ばれる第五六次特権付与状として……」 「……一五〇八年の『ラントの特権の宣言』として……」 (×××部分削除)

「一六三頁の本文の二行目」 「……上・下バイエルン侯領に対するラント法と……」 「……上・下バイエルン侯領のラント法と……」

一七六頁註(21) 「A. a. O., S. 145. 等族の……」 「A. a. O., S. 145. (式に削除)」

補説 バイエルンにおける貴族支配 (Adelsherrschaften) の生成・展開とラント法史の基本構造

一

前章で見たように、上バイエルンと下バイエルンとは、ラント法の基本構造自体が大きく異なっていた。

下バイエルンでは、『オットーの特権付与状』以来の一連の「協約」によって、ラント内支配者がラント等族へ、そしてその自生的・前ラント的支配権が「ラント法」上の裁判(支配)権へと組織化されてきていた。こうして成立した裁判(支配)権の体系としてのラントに対して、一連の訴訟条令(裁判「所」令)・ラント条令・ポリツァイ条令が公布されたのである。ここでは、ラント法源は、基本的には、「協約」的性格のものである「特権付与状(Handvesten, Freibriefe)」(いわゆる「ラントの特権の宣言 Erklärung der Landesfreiheit」を含む)と、基本的には、「法命令」である諸条令との二種に大別することができる。勿論、前者は、具体的「協約」当事者(太公ならびにラント内支配者)以外の(主として受動的)ラント構成員に対しても「法命令」的拘束力を有しているし、内容的には従前の「法命令」的条令に由来するものを含んでいたであろう。後者の立法に際しても、ラントの能動的構成員たるラント内支配者ないしラント等族が、さまざまな形で参画・協賛していたであろう。しかし、それが直ちに、下バイエルンのラント法源に、法律としての基本的性格を異にしている二つのジャンルを認める可能性を否定するとは思われない。この区別は、遅くとも第一次特権付与状の作られた一三二一年には成立し、上・下バイエルンを統合した皇帝ルードヴィヒ四世の治世を生きぬいたのみならず、近世の統一バイエルンのラント法の基本構造を決定するに至る。

他方、上バイエルンでは、当初、この区別は知られていなかったように見える。中世後期を通じて、『ルードヴィッヒの上バイエルン・ラント法書』が、そのラント法生活の中心に位置していた。この法書は、下バイエルンの諸条令のように、「特権付与状」によって裁判（支配）権の体系として組織化されたラントを前提にすることができなかったため、裁判所（現実に裁判権を行使する支配者）に個別的に交付される必要があった。太公領の上バイエルン部分という「潜在的・観念的）ラント」は、逆に、法書が交付され受け入れられた限りで現実化されたにすぎない。この法書は「法命令」ではあったが、ラントに対して公布される「法律」ではなかった。だが、それは「法命令」であって「協約」ではないから、誓約されることはなかった。またそれは確かに「協約」ではなかったけれども、「ラント」の現実的創出・具体化という、下バイエルンでは「協約」によって達成された歴史的使命を負わされていた。そしてそれはこの課題を、「交付」という個別的な形ではあったけれども、達成していった。法書は「法命令」であると同時に、「協約」の機能を兼ね備えていた。しかしそれは、個別的・断片的・累積的「協約」であった。(2) 上バイエルンの法生活は、下バイエルンと比較すると、未分化で且つ個別的である。特権付与状の性格にしても、後者は集団的・一般的であるのに対して、前者にあつては個別的・例外的であつた。上バイエルンでも、若干の修道院に対しては下バイエルンの貴族裁判権と同様の裁判権が与えられたが、それはあくまで個々のに付与された例外的特権でしかなかったのである。(3)

以上のような上・下バイエルンのラント法の基本構造の相違は、両バイエルンの国制もしくは支配構造の相違に対応している。(4) 即ち、下バイエルンが貴族制的・都市的・商業的性格をもつラントであるのに対して、上バイエルンは、一四世紀までにはほぼヴィッテルスバッハ太公家の一元的支配に服するようになっていた。そこではまた、農村的要素が支配的であつた。このようなバイエルンの二元的国家・社会構造は、中世初期（アギロルフィンガー・カローリンガー期を含む）以来の長い国王（帝國）と太公（ならびに太公類似の権力）との協働と相克の歴史の所産であつて、それは

説 近世を通じて維持され、今日でもなお地方行政管区の在り方を決定し続けているのである。⁽⁵⁾

論 二

フランク宮宰権力の勢力のバイエルンへの浸透が顕著となりつつあった八世紀⁽⁶⁾、バイエルンは、ドナウ河畔のヴェルテンブルク (Waltenburg an der Donau) からモースブルク (Moosburg) を経て南方でイン (Inn) 河に連なる線を大体の境界線として、その東部と西部とでは、相異なつた支配構造を持っていた。即ち、この線の西方、レッヒ (Lech) 河までの、後の上バイエルンに相当する地域には、フオシガウ (Huosigan) ⁽⁷⁾ のフオシ (Huosi) ・ズンダーガウ (Sundergau) のフッガナ (Fagana) ・ハヒンクの谷 (Hachinger Tal) のハヒリンガ (Hahlinga) などの大貴族 (Genealogiae) ⁽⁸⁾ の支配が展開していた。⁽⁹⁾ テーオド (Theodo) の死 (七十七年) 後、ザルツブルク (Salzburg) のフックムルト (Huchbert, Hucperht, Hugbert) とバイエルンの覇権を争つたグリモアルト (Grimoald, Crimolt) の支配の拠点がフライジック (Freising) にあつたところから見れば、⁽¹⁰⁾ かつてはバイエルン西部にも太公の所領 (Herzogtum) が少なからず存在していたかも知れない。しかし、グリモアルトは、カール・マルテル (Karl Martell) の介入する中で、七十八年に暗殺⁽¹¹⁾ されてしまふ。フックベルトの跡を継いだオーディオ (Otlio, Otilio, Oatlio) も、七四三年、ヒルデリヒ三世 (Childerich III.) を推戴したフランク軍に敗北を喫し、ほどなく没する (七四八年)⁽¹²⁾。彼とカール・マルテルの娘 (フン Pipin とカールマン Karlmann の異母姉弟) のヒルトルート (Hiltrud) との間で生まれたタッシロ三世 (Tassilo III.) は、自己の支配を貫徹するためには先ず、ビピン等の異母兄弟であるグリフオ (Grifo) を退ける必要があつた。更に、彼は、七五七年までにはなお、叔父ビピンの後見下にあり、母が摂政となつてゐる。⁽¹³⁾ フランクに対するアギロルフィンガーの自

立性が後退したこの時期に、西バイエルンにあった太公の所領の多くが、先の大貴族に対して、レーンとして分ち与えられたよう⁽¹⁴⁾で、彼らはこれらのレーンと自有地⁽¹⁵⁾を(場合によっては、太公の同意を得て⁽¹⁶⁾)寄進して修道院を設立し、今やフランク王権の影響下に立つこととなったフライジnkの司教座⁽¹⁶⁾を中心として、太公に対する自己の支配の自立性を確保しようとしている⁽¹⁷⁾。カールリンガーは、こうして、バイエルン西部から、アギロルフインガーの太公支配の中に楔を打ち込んでいったのである⁽¹⁸⁾。

これに対して、ヴェルテンブルク・モースブルク・イン河を結ぶ線から東方、エンス(Ems)河までの地域には、ドナウ・イン・ザルツアッハ(Salzach)の三河川に沿って、太公の所領が多く存在していた⁽¹⁹⁾。めばしい貴族支配の形跡もなく、通常、河川に因んだ名称を持つガウ(Gau, Pagus)にきちんと組織されていたらしいこの地帯は、まさに、アギロルフインガー太公支配の中核地帯であって、ここで太公は多くの修道院を設立し、ザルツブルク・パッサウ・ニールダーアルタイヒ(Niederaltach)などに(そして、おそらくはレーゲンスブルクにも⁽²¹⁾)多くの寄進をしている⁽²²⁾。

このような支配構造を持ったバイエルンの支配権はやがて、アギロルフインガーの太公の手からカールリンガーの国王の手に移る。すなわち、タッシロは、既に七五七年にコムピエーニュ(Compiègne)でピピンに対して、七八一年にヴォルムス(Worms)でカール(Karl)に対してレーン法上の宣誓(Lehnseid)を行なっていたが⁽²⁴⁾、七八七年には終に、バイエルンの土地と支配権を国王に対して笏の譲渡を以って象徴的に移転し、これを再びレーンとして受け取る仕儀となった⁽²⁵⁾。そしてその翌年、インゲルハイム(Ingelheim)の宮廷会議の席上、アヴァール人(Awaren)との同盟を理由として捕えられ、レーン法義務違反(七六三年の対アキテーヌ戦役の際の従軍義務違反⁽²⁶⁾)の科で死刑を宣告され、ゴア(Goar)で剃髪を受けて、ジュニエージュ(Junièges)・ロルシュ(Lorsch)に監禁されて生涯を終える。その妻子も同様に、修道院に幽閉された⁽²⁷⁾。カールにこの強行措置を可能としたものは、先に述べたように、バイエ

ルンのめばしい貴族支配は西部に展開しており、彼らは、血統的・政治的・宗教的・レーン法的に、フランクと緊密な関係にあったという事情である。

カールは、こうして自らの掌中に収めたバイエルン旧太公領を、グラーフ (Graf, comes, praefectus, missus) のゲロルト (Gerold) に支配させた。彼は、カールの姻族であると同時に、アレマン太公を介してアギロルフィンガーの系譜に連なる者であった。ゲロルトの後継者がアウドウルフ (Audulf) である。⁽²⁸⁾ 八一四年、ルードヴィッヒと敬虔帝 (Ludwig der Fromme) は、ロータル (Lothar) にバイエルンを分与し、八一七年、ルードヴィッヒ (後の「ドイツ人帝」) (Ludwig der Deutsche) がこれを引き継ぐ (ラウターホーフエン Lauterhofen・イン・ゴールシュタット Ingolstadt を含む)。彼は、アウドウルフの死 (八一九年) をまわって、はじめてその直接統治に入った (八一五年)。⁽²⁹⁾ 主として東部バイエルン (およびノルトガウ) に存在していた旧太公所領は、こうして、名実ともに国王の所領 (Königsgut) となった。⁽³⁰⁾ その後、ヴェルダン (Verdun) 条約 (八四三年) によって東フランク王となったルードヴィッヒ——教皇ならびにビザンツの官房は、依然として彼を「バイエルン人たちの王」と呼んだ⁽³¹⁾——は、バイエルンの支配をグラーフのエルンスト (Ernst) に委ねる。彼はフランク貴族であり、ルードヴィッヒの息子のカールマン (Karhann) の岳父にもなった。⁽³²⁾ 彼は、八六一年に、失脚する。⁽³³⁾ カールマンは、八六六年に、ルードヴィッヒからバイエルンの支配 (tuitio Baiariae) を委ねられていたが、父の死後 (八七六年)、自ら「バイエルン人の王 (rex Bavariorum)」を称し、東南の辺境の支配をアルヌルフ (Arnulf von Kärnten) に委ねる。⁽³⁵⁾ カールマンの没 (八八〇年) 後、やがてバイエルンの支配権はカール (シャルル) 三世 (Karl III. der Dicke) に移り (八八二年)、西フランク王でもあった彼のもとで、王のバイエルン総督のバイエルン・マルクグラーフ、エンギルデオ (Engideo marchio Baioriorum)、ヴィルヘルミーナー (Wilhelmner、ウィルヘルム Wilhelm とエンゲルシャルク Engelschalk) にかわつてドナウ河流域のマルクグラーフ

シャフトを支配したアリボー (Aribo)、モースブルクとカルンブルク (Karaburg) を拠点としてカラントアーニエン (Karantien) を支配するアルヌルフの鼎立状態が現出する⁽³⁶⁾。そして、八八七年、アルヌルフが東フランク王位に就くことになった⁽³⁷⁾。

ドイツ人帝ルードヴィヒやカールマンのもとで既に、エルンストやヴィルヘルミーナーやアリボー⁽³⁸⁾などの例に見るように、新しい土着の大貴族支配の形成の兆が出てきていた⁽³⁹⁾。これを許したのは、ブルガリア族・スラブ族に対する東方経略の必要性であった。国王は、フランク帝国貴族層 (fränkischer Reichsaristokrat) や血統的・政治的・宗教的にフランクと緊密な関係にあった西バイエルンの貴族を、太公 (Herzog, dux)・グラーフとして、この地の防衛と経営に当たらせた。この官職と東方辺境地帯における入植・開墾・支配とが、彼らの勢力の拡大と政治的地位の上昇の基盤となつた⁽⁴⁴⁾。少し時期は下るが、ジギハルディングアー (後のエバースブルク家) (Sighardinger-Ebersberger)⁽⁴⁵⁾、トラウンガウ (Traungau) のオタカール家 (Orachare)⁽⁴⁶⁾、オストマルク (Ostmark) のバーベンベルク家 (Babenberger)⁽⁴⁷⁾、そしてほかならぬリュイトポルディングアー (Luitpoldingen) の場合も、事情は同じであった⁽⁴⁸⁾。

八七〇年、ヴィルヘルムとエンゲルシャルクがモラヴィア人 (Mähren) の前に敗死したあと、ドナウのマルクグラーフシャフトの支配を委ねられたのは、アリボーであった (八七一年)⁽⁵⁰⁾。カールマンの死後、ヴィルヘルミーナーの二人の息子はアルヌルフのもとに駆り、これにレーン法上の臣従宣誓を行なった (八八二年)⁽⁵¹⁾。アリボーは、肥満帝カール三世と結んだ。アルヌルフの勝利は、一旦は、ヴィルヘルミーナーに、カラントアーニエンとアリボーの東方グラーフシャフトをもたらした⁽⁵²⁾。しかし、エンゲルシャルク二世 (Engelschalk II.) は八九三年にレーゲンスブルクで弑せられ、リュイトポルト (Luitpold) が替って東方マルクグラーフ (marchensis in oriente) となる。彼は更に、八九五年、ノルトガウならびにレーゲンスブルク周辺のドナウガウ (Donaugau) とジューボームリア人 (Böhmen) との境界領

域を抑えていたエンギルデオが廃せられた後、そのバイエルン・マルクグラーフ(marchensis Baiuvariorum)の地位
 およびグラーフシャフトに対する権利を手中にしたのである。⁽⁵³⁾かくして、アルヌルフのもとで、リュイトポルト⁽⁵⁴⁾はみる
 みる頭角を現わしてゆき、その勢力は、アリボーなど、他の貴族のそれを凌駕するまでになったが、⁽⁵⁵⁾その地位は依然と
 して(ゲロルト・アウドゥルフ・エルンスト・エンギルデオと同様)、国王の役人であって(勿論、その地位は自己の
 実力支配によって裏打ちされるものであって、近代の意味での「官吏」ではないが)、かつてのタッシロと同じ意味
 での「太公(部族太公Stammesherr)」ではなかった。⁽⁵⁶⁾なるほど、バイエルンは、カールマン以降、部族(Stamm)⁽⁵⁷⁾
 領域として、東フランク帝国の中の自律性・自己完結性を強めてきてはいた。だが、その「太公」は、カールマンで
 あり、また東フランク(ドイツ)王であるアルヌルフ自身にはかならない。バイエルン「太公領」は、なおそのまま、
 カールリンガーの「国王ラント(Königsland)」だったのである。⁽⁵⁸⁾

三

アルヌルフの死(八九九年)と幼童王ルードヴィッヒ四世(三世?) (Ludwig IV. das Kind)の即位(九〇〇年)と
 ともに、事態は大きく動き出した。摂政の任に当たったマインツ(Mainz)大司教ハットー(Hatto)と並んで、アル
 ヌルフの支配の拠点であったバイエルンの貴族が、帝国統治上、決定的に重要な役割を演ずるようになった。そのバイ
 エルン貴族の間で指導的地位を占めていたのが、リュイトポルトである。ちょうどマジヤール人(Ungarn)の侵寇が
 猖獗を極めていた時期であった。大モラヴィア公国の瓦解(九〇五/六年)の後、バイエルンは反撃に転じたが、プレ
 スブルク(Prebürg)で壊滅的打撃を被り、リュイトポルトも、ザルツブルク大司教ティートマール(Thietmar)が

フライジング司教ウド (Udo)、「セーベン (Säben) 司教ツマハリアス (Zacharias)」とともに敗死してしまふ (九〇七年)⁽⁵⁹⁾。この危機的状況の中で、リュイトポルトの息子アルヌルフ (Arnulf der Böse) が、バイエルンの貴族たちによって推戴される。彼の支配は、「太公 (dux, Herzog)」の名で、カローリンガーの部分王国 (Teilregnum) としてのバイエルン王国 (Regnum Bavariae) の伝統を継承しようとしたものである⁽⁶⁰⁾。リュイトポルトの「太公」の称号が依然としてボヘミア辺境総督職を意味するものでしかなかったのに対し、アルヌルフは、「バイエルン太公 (dux Bavariorum)」を名乗ると同時に、その国王に類似した地位を主張している。彼はまた、父とは異なり、幼童王ルードヴィッヒの宮廷からも、完全に退いてしまっていた⁽⁶¹⁾。そのルードヴィッヒも九一一年には薨じ、宮廷で勢力を獲てきていたフランケンのコントラート (Konrad I.) が国王に選出される。九一四年に国王との間に戦端を開いたアルヌルフは、一旦はマジヤール人のもとへの亡命を余儀なくされたが、やがてバイエルンを再征服し (九一七年)、コントラートに致命傷を負わせる (九一八年)。コントラートは、ザクセンのハインリッヒ (Heinrich I.) を国王に指命したが、バイエルンの貴族たちは、アルヌルフを国王に推戴した。九二二年、アルヌルフは、王号に対する要求を放棄するとともに、レーン法上の主従関係を設定してハインリッヒの上級支配権を承認した。しかし、他方、アルヌルフは、司教任命権を含め、バイエルンの広汎な自律的支配権を確保するのである⁽⁶²⁾。

こうして、序々に生成し獲得されてきたバイエルンの部族太公領としての自律性も、アルヌルフの死 (九三七年) とともに、揺らぎ始めた。彼は、既に九三五年に、長子エーベルハルト (Eberhard) を自己の後継者と定めている。その代償として、彼は、オットー (Otto I. der Große) の王位継承を承認した (九三六年)。だが、オットーは、エーベルハルトのバイエルン継承を認めず、九三八年、再度の遠征の結果、これを追放して、アルヌルフの弟のベルトルト (Berthold) を太公とした。それまでカラントーニエンで太公を称していた彼は、九二六年に、ハインリッヒ一世がシュヴァーベン

太公領を縮小して新しい太公を任命した際に、フィンチュガウ(Vinschgau)とエンガディン(Engadin)を与えられ、これらの地方ではグラーフとして登場する。このベルトルトの太公補任とともに、バイエルンの司教任命権は再び国王の手に戻った。グラーフ補任権も太公から剝奪され、国王の所領の支配と管理のためにプファルツ・グラーフ(Pfalzgraf)が置かれた可能性も、指摘されている。オットーは、更に、ベルトルトの死(九四七年)後、自分の弟のハインリッヒ(Heinrich I.)をバイエルン太公とした。彼の妻のユディト(Judith)は、太公アルヌルフの娘である。ハインリッヒの死(九五五年)後、その地位は、息子のハインリッヒ(Heinrich II. der Zanker)に引き継がれ、ユディトとフライジング司教アブラハム(Abram)が摂政の任に当たった。ユディトの娘は、シュヴァーベン太公ブルヒャルト三世(二世?) (Burchard III.)に嫁していたが、九七三年に王位に就いたオットー二世(Otto II.)は、この年、ブルヒャルトの死をまっけて、オットー大帝の息子リウドルフ(Ludolf)の子のオットーをシュヴァーベン太公位に就ける。このオットーが、ハインリッヒ二世が叛乱に失敗してポヘミアに逃れた後、バイエルン太公位も手中に収めることになる(九七六年)。この時、ケルンテン(Kärnten)がバイエルンから切り離されて独立の太公領に昇格し、ベルトルトの息子のハインリッヒ(Heinrich)がその太公となった。オストマルクについても、ハインリッヒ二世と姻戚関係にあるその叛乱にも荷担していたブルヒャルト(Burchard)に替って、バーベンベルク家の祖のリュイトポルト(Luitpold I.)がマルクグラーフに任ぜられた。太公オットーが、イタリア遠征からの帰路、ルッカ(Lucca)で没した後(九八三年)、先に(九七七年)ハインリッヒ二世と組んで二人のオットーに叛旗を翻して追放されていたケルンテンのハインリッヒが、ケルンテンを除くバイエルンを獲得した(Heinrich III.)。同じ年、国王オットー二世が薨すると、たちまちハインリッヒ二世がバイエルンを要求して兵を挙げ、九八五年、彼はバイエルン太公に返り咲く。ハインリッヒ三世は、彼がかつて有していたケルンテン太公位を与えられた(Heinrich I.)。彼の死(九八九年)後は、ハインリッヒ二

世がケルンテンをも、併せ支配することになる。このハインリッヒ二世の子が、後に国王ハインリッヒ二世 (Heinrich II.) (一〇〇二年—一〇二四年) となった太公ハインリッヒ四世 (Heinrich IV.) (九九五年—一〇〇四年) である。こうして、バイエルンは、一〇世紀の後半を通じて序々に、再び (ドイツ) 帝国 (regnum Teutonicum) に組み込まれてゆき、一一世紀には逆に国王の権力基盤を提供することになったのである。⁽⁶³⁾

アルヌルフのバイエルン支配にとつても、オットー大帝がバイエルンを帝国に組み入れてゆく際にも、決定的に重要な意味を持っていたのが、教会に対する支配権であった。アルヌルフの死後、司教任命権ならびに教会への寄進の主導権は、オットーの手に握られた。九五三年、アルヌルフの息子たち (アルヌルフ Arnulf・ヘルマン Hermann・ハインリッヒ Heinrich) が、オットーの子のリウドルフに組して、国王と太公ハインリッヒ一世に叛旗を翻して敗北の憂き目を見た後には、アルヌルフの息子のハインリッヒの占有していたリュイトポルディングの世襲所領も、ザルツブルクに寄進させられている。⁽⁶⁴⁾ これらの教会所領にイムニテート特権を与えて、国王の教会支配権を法的に保障し確保する努力がなされたことは、周知の通りである。⁽⁶⁵⁾ また、司教に対してグラーフの権利が与えられた結果、かつてリュイトポルディングの太公位獲得の出発点ともなったグラーフの権利は、フォークト権 (Vogtrechte) と類似するものとなつていった。⁽⁶⁷⁾ (カーロリンガー以来の制度である) プファルツ・グラーフがあらためて設置・任命されて、国王所領と太公所領との区別もなされた。⁽⁶⁸⁾ 更に、部族的出自を異にする太公をもつてくることによつて、太公職の官職化 (Amtsherzogtum) が図られた。⁽⁶⁹⁾ 一〇〇二年、オットー三世 (Otto III.) の跡を襲つて王位に就いたハインリッヒ二世も、その治世の初期にこそ、バイエルン人の選挙権を理由として、バーベンベルク家のマルクグラーフのハインリッヒ・フォン・シュヴァインフルト (Heinrich von Schweinfurt) のバイエルン太公位の要求を退けたけれども、一〇〇四年には、皇妃クニグンデ (Kunigunde) の兄弟であつたルクセンブルク家 (Haus Luxemburg) のハインリッヒ

(Heinrich von Lützelburg) を太公に補任して (Heinrich V.)、オットー諸帝の政策を継承する。しかし、ハインリッヒ五世が一〇〇八年に叛乱を起こして翌年廢位された結果、一〇〇九年から一〇一七年まで、国王ハインリッヒが、バイエルンを直接統治することになった。⁽⁷⁰⁾だが、それによって太公の権力基盤が拡充されることにはならず、かえって、バムベルク (Bamberg) への寄進は、太公所領の著しい減少をもたらした。⁽⁷¹⁾オットー諸帝以来の帝国教会政策が、一段と、推し進められているわけである。

ハインリッヒ二世は、その晩年 (一〇一八年—一〇二四年)、リュツェルブルクのハインリッヒを再びバイエルン太公に据えた。コンラート二世 (Konrad II.) が即位して、その二年後の一〇二六年、ハインリッヒ五世が没する。翌二七年、コンラートは、既に王位継承者に指定してあった息子のハインリッヒをバイエルンの太公位に就けた (Heinrich VI.)。彼はそのときまだ二〇歳の童子であった。ハインリッヒ六世は、一〇三九年に即位して、国王ハインリッヒ三世となった。しかし、一〇四二年、ハンガリーのサムエル・アバ (Samuel Aba) の脅威に備えるために、ハインリッヒ五世の甥のハインリッヒ (Heinrich VII.) を太公に補任するまでは、バイエルンは、国王の直接支配下に置かれた。このハインリッヒ七世の死 (一〇四七年) 後、再び二年間の太公空位期があり、一〇四九年に太公となったコンラート (Konrad von Zülpfen) も一〇五三年には廢位され、一〇五〇年に生まれたばかりの皇帝の子が、太公ハインリッヒ八世 (Heinrich VIII.) となった。翌年、彼が国王ハインリッヒ四世 (Heinrich IV.) となったため、弟のコンラートがバイエルン太公位に就くが、このコンラート二世 (Konrad II.) は、一〇五五年には早くも幼逝してしまふ。次いで、バイエルン太公となったのは、ハインリッヒ三世の妃のアグネス (Agnes) である。このように、コンラート二世とハインリッヒ三世の場合には、バイエルンを国王の直轄ラントとして保持しようという意図が前面に出てきている。⁽⁷²⁾しかし、ほかならぬ彼らの統治努力が、一方では、太公領に多くの自立的政治権力 (家門支配) を生み出してゆくことにも

なった。即ち、ハインリッヒ三世は、ハンガリーに対して、フィスカ河 (Fischa)・ライタ河 (Leitha)・マルク河 (March) に添ってノイマルク (Neumark) を設営したが、そのマルクグラーフ職は、アーダルハルト (Adalbert) の息子のリュイトポルト (Luitpold) から王の女婿であったジークフリート (Siegfried) を経て、やがてハーベンヘルク家のエルンスト (Ernst) の手に委ねられることになった。⁽⁷³⁾ 王は、ボヘミアとの関係でも、ノルトガウにカム (Cham) とナープブルク (Naburg) の二つのマルクを置き、更に、タヤ河 (Thaya) に添ったボヘミア・マルク (marchia Bohemica) を設けたが、前の二つはやがてマルクとしての軍事的意義を喪失して、ラポトナーネーディーポルディング (Rapotonen-Diepdinger) の世襲する帝国レーン^{ライヒ}へと転化していったのである。⁽⁷⁴⁾

四

一〇五六年、ハインリッヒ三世薨去。アグネスは、五八年、娘のユディット (Judith) (ハンガリー名は、ゾフィー Sophie) をハンガリー王アンドレアス (Andreas) の息子のザロモン (Salomon) に嫁せしめることによつて、一旦は東方での平穩を購うことができた。しかし、アンドレアスをその弟のベラ (Bela) の攻撃に対して擁護しようとした結果、一〇六〇年のヴィーゼルブルク (Wieselburg) の戦いで、チューリンゲン・バイエルン連合軍は惨敗を喫する破目になる。おそらくこれが原因で、ザクセンのグラーフのオットー・フォン・ノルトハイム (Otto von Nordheim) がバイエルン太公に任ぜられた (一〇六一⁽⁷⁵⁾年)。彼は、ハインリッヒ四世が親政を開始した一〇六五年には既に、国王と肩を並べるほどの存在となつていた。また、ザクセンにおける彼の所領は、リウドルフィンガー (Lindolinger) の家領に由来する王領地と近接して存在していたので、後者の回復を目差すハインリッヒ四世とオットーとの衝突は必至で

あった。一〇七〇年、オットーは廃され、ヴェルフ四世 (Welf IV.) が太公位に登る。⁽⁷⁶⁾カンシュタット (Canstatt) の殺級 (七四六年) 後、アレーマンニエン (Alemannien) の統治のために、カーロリンガーによってマース (Mass)・モーゼル (Mosel) 両河の流域地方からこの地に移されたフランク帝国貴族に由来するこの家門は、最初、シュッセンガウ (Schussengau) を支配の拠点として、一〇世紀までには、シュヴァーベンに土着し、一〇、一一世紀、主として開墾によって、マイガウ (Ammergau) をはじめとするアルプスの山麓地方に支配を拡大していた。一〇三〇年に没したヴェルフ二世 (Welf II.) の妻のイミツァ (Imiza) は、フリードリッヒ・フォン・リュッツェルブルク (Friedrich von Lützelburg) の娘で、バイエルン太公ハインリッヒ五世の姉妹であった。彼女は、また、皇帝ハインリッヒ二世の妃クニグンデの姪でもあった。彼女によつて、ヴェルフ家 (Welfen) は、アウグストガウ (Augustgau) のメーリング (Meiring) という旧帝国所領の複合体を得ることになった。ノリタール (Nortail)・オーバーインタール (Oberintail) のブラーフシャフトならびにフィンチュガウの所領を獲得したのも、ヴェルフ二世である。⁽⁷⁷⁾ヴェルフ三世 (Welf III.) は、一〇四七年以降、ケルンテンの太公位に就いていたが、その支配は名目的なものとどまつた。彼は、一〇五五年、子供のないままで死んだので、その姉妹のクニグンデとエステ (Este) のマルクグラーフのアッツォ (Azzo) との間に生まれた子が、レッヒ河 (Lech) 上・中流域のシュヴァーベンとバイエルンとの境界領域に展開していた家領を相続した。それが、このヴェルフ四世である。⁽⁷⁸⁾

教皇グレゴリウス七世 (Gregor VII.) がハインリッヒ四世を破門してその支配権を否認したのを受けて、ドイツの世俗諸侯と一部の聖界諸侯はトリブール (Tribur) に集い、国王の破門が一年以内に解除されない場合には、これを廃位すべきことを決定した (一〇七六年)。オットー・フォン・ノルトハイムやツェーリングガー (Zähringer) のケルンテン太公バルトルト (Berthold) とならんで、ヴェルフ四世もこれに荷担していた。カノッサ (Canossa) で国王の破門が

解かれたにもかかわらず、彼らは、フォルヒハイム (Forchheim) において、シュヴァーベン太公ルードルフ・フォン・ラインフェルデン (Rudolf von Rheinfelden) を対立国王に選出した。エッペンシュタイナー (Eppensteiner) とアクイレア (Aquila) 総大司教シギハルト (Sigihard) を自派にひき入れた国王は、ルードルフをザクセンに追いやがて、グラーフのフリードリッヒ・フォン・シュタウフェンを太公に任じた (Friedrich I.) (一〇七九年)。ケルテンはエッペンシュタイナーのリウトルド (Liutold) の手に委ねられ、バイエルンは国王の直接支配下に置かれた (一〇七七年⁽⁷⁹⁾)。太公位を追われたヴェルフ四世は、しかし、一〇八六年には、アウクスブルク (Augsburg) を勢力下に収めて、シュヴァーベンとバイエルンとにまたがって存在している自領を結びつけることに成功し、一〇八九年には更に、教皇ウルバヌス二世 (Urban II.) の仲介で、息子のヴェルフ五世 (Welf V.) とトスカナ (Tuscan) のグラーフのマティルデ (Mathilde) との婚姻を成立させた。一〇九三年にハインリッヒに離叛したイタリア王コンラート (Konrad) とも、接触があった。だが、一〇九五年、息子とマティルデとの婚姻を破棄したヴェルフ四世は、国王への接近を図り、翌九六年、再びバイエルン太公位に返り咲いた。ヴェルフ五世への太公位の継承については既に九八年に国王の保障が与えられており、一一〇一年のヴェルフ四世の死とともに実現された⁽⁸⁰⁾。

ヴェルフ五世は、ノルトガウを主要舞台として繰り広げられたハインリッヒ五世 (Heinrich V.) の叛乱に加わりこそしなかったが、この新しい国王との緊密な関係を保ち続けて、一一二〇年に没した。太公位は、弟のハインリッヒ九世 (Heinrich K. der Schwarze) が継いだ。彼は、ビルンガー (Billunger) 最後のザクセン太公マグヌス (Magnus) の娘の一人であったウルフヒルデ (Wulhilde) を妻としていた。マグヌスの死 (一一〇六年) は、リュースネブルク (Lüneburg) 周辺の世襲所領を彼にもたらししていた。彼は、他方で、ハインリッヒ五世の甥のシュヴァーベン太公フリードリッヒ二世 (Friedrich von Staufen) に、娘を嫁がせていた。フリードリッヒは、国王ハインリッヒの後継者

説に指名されていた。もう一人の候補者であったザクセン太公ロータル (Lothar von Supplinburg) は太公ハインリッヒ九世に対して、自分の唯一人の娘のゲルトルート (Gertrud) を太公子ハインリッヒに嫁がせる約束を与えた。一一二五年、ロータルが国王に選ばれ、その二年後、ハインリッヒとゲルトルートの婚姻が締結された。ハインリッヒ九世はその前年に没し、ロータルとハインリッヒ一〇世 (Heinrich X. der Stolze) は、シュタウファー (Staufer) と戦闘状態に入った。それは、一一三四年のフリードリッヒとコンラートの降服という形で終息を見た。⁽⁸¹⁾

ロータルは、女婿のハインリッヒ一〇世を王位継承者に指定して、一一三七年に薨じた。選挙されたのは、だが、シュタウファーのコンラート三世 (Konrad III) であった。ハインリッヒは、ロータルから譲られていた帝国の権標 (Reichsinsignien) を、コンラートに引き渡した。彼は約束を違えて、ハインリッヒに帝国レーンを再授封せず、ヴェルツブルク (Würzburg) の帝国会議でザクセン太公領 (一一三八年八月)、ゴスラール (Goslar) の帝国会議でバイエルン太公領を剝奪した (同十一月)。前者を獲得したのは、ブランデンブルク (Brandenburg) のマルクグラーフであったアスカニア家 (Askanier) のアルブレヒト熊侯 (Albrecht der Bär) である。バイエルンは、コンラート三世の異父兄弟であるバーベンブルク家のマルクグラーフのリュイトポルト四世 (Luitpold IV.) に与えられた (一一三九年)。廃位されたハインリッヒは、一一三九年一〇月に没するが、その弟のヴェルフはリュイトポルトとの戦いを継続する。一一四一年のリュイトポルト四世の死後、コンラート三世はバイエルン太公領を自己の手許に保留し、リュイトポルトの弟のハインリッヒ・ヤズミールゴット (Heinrich Jasmingott) にはオストマルクを与えるにとどめた。更に、一一四二年、ハインリッヒ・ヤズミールゴットに、ハインリッヒ倨傲公の寡婦のゲルトルートを嫁さしめ、このゲルトルートの息子 (即ち、ロータルの孫) のハインリッヒ獅子公 (Heinrich der Löwe) にザクセン太公領を授封した。一一四三年には、獅子公にバイエルン太公領を断念させ、これを異父弟のハインリッヒ・ヤズミールゴットに与えた

(Heinrich V.)。この措置に対して、すぐさま、ヴェルフがバイエルンを要求し、一一四七年のフランクフルト(Frankfurt)の帝国会議では、獅子公もまたバイエルン太公領を要求するに至る。後者の主張は、第二回十字軍の後のヴェルツブルクの帝国会議でも繰り返された。一一五二年、王位は、コンラート三世からその甥のシュヴァーベン太公フリードリッヒ三世(Friedrich III.)に移る(Friedrich I. Barbarossa)。彼は、国王選挙に際して、従弟の獅子公にバイエルンを約束していた。ヴェルフには、同年七月のレーゲンスブルクの帝国会議で、スポレット(Spoleto)太公位とトスカナのマルクグラーフ位が与えられた(Welf V.)。しかし、獅子公のバイエルン授封はハインリッヒ・ヤゾミールゴットの抵抗に出会い、フリードリッヒ一世は、数回の商議の努力の後、一一五四年のゴスラールの帝国会議で、バイエルンをバーベンベルガーから剣奪し獅子公に授封する判決を下した。そして、獅子公ハインリッヒ二世は、この年の冬のイタリア遠征に従軍した。彼のバイエルン授封は、ようやく一一五六年九月、レーゲンスブルクの東方バルビング(Barbing)の野で実現される。このとき、オストマルクとこれに付属する三つのグラーフシャフト(tres comitatus)がバイエルンから切り離されてオーストリア太公領が創設され、『小特権付与状(Privilegium minus)』とともに、ハイリッヒ・ヤゾミールゴットとギリシャ人のその妻テオドラ(Theodora)に授封された⁽⁸⁷⁾。

バイエルン太公となった獅子公は、一一五八年、フライジント司教オットーの支配下のフェーリング(Föhring)にあったイザール河(Isar)の渡しを破壊して、これをその少し上流に移した。このミンヒェン(München)設立によって、彼は、ザルツブルクからのいわゆる「塩の道(Salstraße)」を支配下に収めた⁽⁸⁸⁾。また、塩の鉱山ライヒェンハル(Reichenhall)のあるハルのグラーフシャフト(Hallgrafschaft)を直接支配下に置くことによつて、ザルツブルク大司教との間に対立を生むことになった⁽⁸⁹⁾。レーゲンスブルク司教ハルトヴィッヒ(Hartwig)との間でも、一一六一年のドナウシュタウフ(Donaustauf)の城塞(Burg)の占領を機として、フェーデが開始された。フリードリッヒ一世は、

ザクセンにおけるブレーメン (Bremen) 大司教との争いの場合と同様、ここでもハインリッヒを支持し擁護した。⁽⁸⁵⁾ だが、皇帝は、獅子公の領国政策を野放しに放置していたわけではない。ザクセンで、チューリンゲン (Thüringen) のラントグラフ (Landgraf) のルードヴィヒ二世やブランデンブルクのマルクグラフ、アルブレヒト熊侯が獅子公に掣肘を加えていた様に、バイエルンでも、プファルツ・グラーフのシャイエレン・ヴィッテルスバッハ (Scheyern-Wittelsbach) 家、シュタイアー (Steyer) のマルクグラフでもあったトラウンガウのオタカール家、バーベンベルガーのオーストリア太公家 (Haus Österreich) をはじめとする対抗勢力の保持・育成が図られていたのである。⁽⁸⁶⁾ そのヴィッテルスバッハ家の支配は、バイエルンとシュヴァーベンの境界地帯に位置するヴェルフ家の家領に隣接して、その東方、レッヒ河とイザール (Isar) 河の間に展開していた。とりわけ、シャイエレンならびにヴィッテルスバッハの城塞があるパール (Paar) 河とイルム (Ilm) 河の流域のヴェスターガウ (Westergau) では、一円的領域支配の形成が相当程度の進展を見せていた。ラインラントのフランク帝国貴族、グラーフのジギハルト一世 (Sigihard I.) を遠祖とするエバースベルク家の所領は、かつての国王所領が自有地 (Allod) 化されていったものであるが、一〇四五年に断絶したこの家門の所領を引き継いだことが、ヴィッテルスバッハ家の勢力の飛躍的伸長をもたらした (エバースベルク家の所領支配はオストマルクでも展開していたが、これはバーベンベルク家に受け継がれた)。⁽⁸⁷⁾ そして、一一一六年ないし一一二〇年、アリボーネンにとって替って、プファルツ・グラーフ位を獲得するに至る。⁽⁸⁸⁾ ヴィッテルスバッハ家の南、レッヒ河上流とイザール河上流との間には、やはりヴェルフ家の家領支配の東側に接する形で、アンデクス (Andechs) のグラフ家の支配が展開していた。その支配の第一の中心地帯はアマ湖 (Ammersee)・ヴェルム湖 (Wurmsee) 周辺で、上フランケンにも支配の拠点を持っていた。一一世紀末にはウンターインタール (Unterinntal) とプスタータール (Pustertal) のグラフ罰令権 (Grafenbann) やブリクセン (Brixen) 司教領に対するフォークト

権のほか、クライン (Krain)・ケルンテンにも莫大な所領を獲得している。更に一一五三年には、フォルムバッハ家 (Vornbacher) のグラーフの遺領を手に入れ、一一七三年には、イストリア (Istria) のマルクグラーフとなった。⁽⁸⁹⁾ これらの大貴族は、主として一一八〇年の獅子公の失脚後、太公領の分割縮小 (バイエルン・ザクセン) と新太公領の創設 (オーストリア・シュタイアーマルク Steiermark・メラニエン Meranien・ヴェストファーレン Westfalen・フリアウル Friaul) がなされた際に、太公位を獲得する。⁽⁹⁰⁾

五

「いわゆるカーロリンガー時代の『帝国貴族』 Reichsadel 以来、相互に姻戚関係によって緊密に結び合わされた比較的少数の『高級貴族』 Hochadel の家系は、ある程度彼らの『自生的権利』として帝国の高級官職を排他的に独占するかたわら、それ自身『高級貴族』の一員たる皇帝とともに帝国の統一と国制を担って来たのである。しかるに十一世紀後半とりわけ『叙任権闘争』 Investiturstreit 以後この高級貴族層の間に顕著な『階層分化』があらわれる。その各々の家系の多くの分枝 (分家) は独立化の傾向を示し、しかも自己の居城 Burg に従って名付けられた新しい家系を創始するにいたった。『城塞管区』 Burkebezirk に対する一元的な領域的支配権に基礎をおき、一一八〇年には数千に達したというこのような新しい高級貴族の家系こそ、いわゆる allodiale Grafenschaft の核心をなすものであり、勝義における『豪族』 Dynasten にほかならない。この過程と対応しながら十一世紀末頃に『封建化』し、且つ十二世紀の後半以来とくに明確に『領邦化政策』に乗り出した『太公権力』の前には、まさしくこのような豪族層が立ちふさがっていたのである。……さし当りまず自らの『領邦』において『領域的支配権』を実現することからはじめねばならなかった皇帝に

とつても、この点に関する事情は同じであつた⁽⁹¹⁾。この経緯は、ほかならぬバイエルンにおいても、顕著にうかがわれる。既に見たように、八世紀中葉の西部バイエルンには大貴族 (Genealogiae) の存在が認められ、一〇世紀になると、リュイトポルディングアー、ヴィルヘルミーナー、アリポーネン、ジギハルディングアーといった新しい土着の大貴族 (Stammadel) が、東南の辺境防衛と入植活動を基盤として生長してきていた。しかし、それは依然として、太公・グラーフといった帝国の特定官職を中心として、男系・女系の (雑多な) 親・姻戚関係を通じて緩く結びついている貴族の集団⁽⁹²⁾という以上の何物でもなかった。その自己意識は官職の保持に (そして究極的には国王に) 依存しており、内部的序列についても国王との繋りの親疎がしばしば決定的に物を言つた。男系原理に支えられた明確な「家 (Haus, Familie)」の意識、自己の家系に対する歴史意識は、城塞を中心としたコムパクトな一円の領域支配が多元的に展開して王権の勢力が相対的に後退した一二世紀後半以降になつてようやく誕生した。ウィッテルスバッハ以下⁽⁹³⁾の「家門 (Dynastentum)」の支配の背後には、このような強烈な自意識がひそんでいた。フリードリッヒ一世は、幾つかのこのような「家門」を太公に昇格させて帝国諸侯身分に参入させると同時に、他方では、一二世紀の初め頃までに登場してきていたこの身分を範囲の確定された完結的な団体とすること (「帝国諸侯身分の閉鎖化」) によつて、身分制的国制を備えた客観的制度 (Institution) としての帝国⁽⁹⁴⁾を創出したのであつた。

オットー (Otto I. [V.]) がバイエルン太公になつたことにより、ウィッテルスバッハ家は、フリードリッヒ・バルバロッサが帝国⁽⁹⁵⁾を経営するに際して達成しなければならなかつた当の課題に、太公領というラントのレベルではあるが、直面することになつた。シュヴァーベン⁽⁹⁶⁾のヴェルフ家の家領は既にヴェルフ六世がフリードリッヒ一世とその息子たちに売却してしまつていたし (一一七九年頃)、バーベンベルク家とオタカール家の家門支配は、オーストリア・シユタイアーの両マルクの太公領昇格によつて独自のラントへの途を歩み始めていたが、アングス家は依然としてバイ

エルン内に強大な家門支配を維持して⁽⁹⁷⁾いた。また、バイエルン東部では、オルテンブルク (Ortenburg) のグラーフが、オルテンブルク・イン河畔のクライブルク (Kraiburg)・キームガウ (Chiemgau) のマルクヴァールトシュタイン (Marquartstein) を拠点として、ヴィッテルスバッハ・アンデクスの両太公家に次ぐ強大な勢力を築き上げていた。ザルツブルク大司教のレーン、パッサウ・バムベルク両教会のフォークタイを合わせたその所領は、ティロール (Tirol) からキームガウ・ロット (Rott) 川の渓谷を経てドナウ河畔へ帯状に連なっていた。このオルテンブルク家は、一一七〇年までイストリアのマルクグラーフであり一一二二年から一二七六年までケルンテン太公位を占めていたシュパンハイム家 (Spanheimer) の分岐である。更に、ヴィッテルスバッハ・アンデクス両太公家とオルテンブルク家の所領の帯の間に、(南から数え上げるならば) ファルケンシュタイン (Falkenstein)・ヴァッサールブルク (Wasserburg)・メートリンク (Möding, Möging, Mëging)・ドルンブルク (Dornburg)・モースブルク (Moosburg)・フロートンハウゼン (Frotenhausen)・レオンスベルク (Leonsberg) などの各グラーフ家が、中位の規模ではあるけれどもコムバクトにまとまった所領支配を築き上げていた。ヴァッサールブルク家は、アリボーネンの分岐と推定されている。そして、ボーゲン (Bogen)・シットラウピンク (Straubing) を中心としたドナウ河流域では、ボーゲンのグラーフ家が、下バイエルンでは例外的な(カムにまで及ぶ)領域支配を大々的に繰り広げていた。ノルトガウでは、ディーポルディンガーがカムとナーブブルク(及びドナウ河南岸のフォールブルク Vohburg) のグラーフシャフトを支配し、そのナーブブルクを北と東からズルツバッハ・ハプスベルク・カストル (Stuzbach-Habsberg-Kastl) のグラーフが包囲している。ナーブブルクの北にはまたロイヒテンベルク (Leuchtenberg, Lichtenberg, Leukenberg) のシラーフ(一一五八年以降)があり、彼らは一一九六年にラントグラーフとなって太公類^{ライヒス}の権限を獲得した。その更に北のエガーラント (Egerland) から西南方向にはシュタウファアの帝国ラント^{ライヒス}が帯状に延びて、シュヴァーベンの旧ヴェルフ領に接続する。

このシュタウファアの所領の帯の南に接して、(やはり北東から南西へ順に挙げるならば)アルトミュール(Altmühl)河の上流域のヒルシュベルク(Hirschberg)・グラーフ家、アイヒシュテット(Eichstätt)司教領、「家門」化した帝国ミニステリアーレの帝国別当職(Reichsarschall)パッペンハイム(Pappenheim)家の所領が並んでいる。この二重の帯とドナウ南岸のヴィッテルスバッハの所領に挟まれたレッヒ河の合流点からレーゲンスブルクにかけてのドナウ河沿岸(後の上バイエルン)には、グライスバッハーレヒゲミュント(Graissach-Lechgemünd)・アーベンスブルク・アルトマンシュタイン・ロッテネッグ(Abensberg-Altmannstein-Rottenegg)の各グラーフ家を始めとする中小貴族支配(Adelesherrschaften)が存在していた。これらの貴族支配のほかにも、エーデルフライエ、大家門の分家、国王・太公・大グラフ・教会に封臣ないミニステリアーレンとして臣従していた城主たち(Burgherren)がいる。⁽⁹⁸⁾オットー一世以下の太公たちは、このように多元的な自立(律)的貴族支配を内包するバイエルン太公領(Terra Bavariae)を一つの政治空間ないし法 \parallel 権利共同体たるラント(国家)へとまとめ上げていかねばならなかった。⁽⁹⁹⁾

フリードリッヒ・バルバロッサの帝国政策は、⁽¹⁰⁰⁾①帝国領国政策、⁽¹⁰¹⁾②帝国の身分制的編成、⁽¹⁰²⁾③平和領域ないし法 \parallel 権利共同体としての帝国の創出(平和立法)の三つを柱としていた。②を有意義ならしめる実力的基盤が、①によって築き上げられる。⁽¹⁰³⁾②は、皇帝(国王)の権威ならびにヘルシルト(Herschild)というラント法上の原理を前提として、レーン法を駆使して遂行された。その結果つくり出された帝国の身分制的秩序が、⁽¹⁰⁴⁾③の執行に当る。バイエルン太公の統治も、基本的にはこれと同じ構造を持つことになる。⁽¹⁰⁵⁾①に相当する部分は、バイエルン太公の場合、断絶した太公領内の家門支配(Dynastienherrschaften)の吸収という形で現われた。⁽¹⁰⁶⁾太公は、相続権・質権・買入・相続契約・レーン法といったださまさまの権原を根拠として(明確な権原を欠く場合もある)、しばしば武力に訴えながら、家門の支配(所領・封建家臣・ミニステリアーレンその他の従属民)(Herrschaft)と高権(Hoheit)を、手に入れていった。ア

ンデクス家は一二四八年、オルテンブルク家は十三世紀の中頃に段階的に、ファルケンシュタイン家は、一二四八／七二年、ヴァッサーブルク家は、一二四九年、メートリンク家、ドルンブルク家・キルヒベルク家(Kirchberger)・フローテンハウゼン家は一二二〇年代、モースブルク家は一二八一年、ボーゲン家は一二四二年、ディーポルディング家のカムーフォーブルク家は一二〇四年、ズルツバッハ家は一一八八年、シュタウファーの家領は一二六九年、ヒルシュェルク家は一二一五年(一二三〇五年?)、グライスバッハ家は一二四二年、それぞれ断絶もしくは所領を縮小される憂き目を見、その大半がヴィッテルスバッハ家の支配(Herrschaft)下に入った。レーゲンスブルク・リーデンブルク(Regensburg-Riedenburg)のブルクグラーフ、シュテーフリンターレーゲンスタウフ(Steffing-Regenstauf)のラントグラーフの支配も、一一八九年と一一九六年、それぞれ同じ運命を辿る。パッペンハイム家の支配していたドナウ河畔のノイブルク(106)のフォークタイも、一二六一年、ディリンゲン(Dillingen)のグラーフを経由して太公家の支配に帰した(106)。この結果、上・下バイエルン太公領のかなりの部分がヴィッテルスバッハ太公家の支配領域(Herrschaft, dominium)となり、その太公領における領国政策は、ドイツ帝国におけるシュタウフェン家のそれとは比較にならない成果を取めた。以上の過程は、帝国諸侯(Fürst, princeps)としての太公の特別な地位(Würde)を抜きにしては理解できない。帝国諸侯身分に属さないグラーフやヘル(Herr)のクラス(107)の貴顕の場合、その支配(Herrschaft)領域と高権(Hoheit)領域(グラーフシャフト、フォークタイ、教会レーンなど)とは空間的に一致してゐる。彼らの「支配権(Herrschaft, dominium)」という言い方が可能だとしても、(108)所詮それは諸々の高権の権利(Hoheitsrechte)の寄せ集めの域を出るものではない。太公の場合、事情は異なる。即ち、その領邦高権(Landeshoheit, Superioritas territorialis)は、諸々の高権の権利の集積以上の何物かである。さもなくば、"terra"が「高権の及ぶ領域(Hoheitsgebiet)」を意味するようになった一三世紀後半、"Principes terrae"が領邦君主としての帝国諸侯に限って用いられ、それ以外の"principes

terra“は nobiles”, barones”, fideles”と呼ばれるようになったという事実を説明することは難しいと思われる。⁽¹¹⁾「一二、一三世紀にヴェルフ家やヴィッテルスバッハ家が断絶した支配家門のグラーフシャフトを我が物とした権原は、依然として不明である」と言われるが、⁽¹²⁾その曖昧な権原の背後に太公の帝国諸侯としての——最終的には、実力によって担保されるべき——特別の法的地位ひいては皇帝(国王)の權威が存在していたことにまず間違いはあるまい。⁽¹³⁾「バイエルン太公領がヴィテルスバッハ家のもとで有力な領域国家に発展するためには、ひとえに太公のヘルンシャフトの強化……即ち、強力な家門勢力の形成、多数のグラーフシャフトや高級フォークタイの集積が必要であり、⁽¹⁴⁾「太公は、たゆまざるエネルギーを注いで領域・高権的権利を一つまた一つと獲得することによってのみ、ポヘミアの森からアルプスまで、レッヒ河とイン河との間の空間だけは政治的分裂から守り、かなりの広がりを持ったラント(Territorium)を創り上げることが出来た」ことは確かにその通りであるが、⁽¹⁵⁾ラントは太公の支配領域(Herrschaften)に尽きるものではない。ラントは、太公の支配領域のほかにもなお複数の(帝国諸侯身分に属さない)貴族の支配地を含んだ政治空間である。この点で、旧い「部族太公領(Stammesherzogtum)」と新しい「領域太公領(ラント)」との間には、観念的対応関係がある。太公の支配領域の拡大はそのラント(太公領)の経営を現実的たらしめるための事実的要件ではあるが、領邦高権を法的に根拠付けては呉れない。その支配領域に付着している諸々の高権的権利もしくは支配⁽¹⁶⁾の諸権原(Allod = Eigen = proprietas, Lehn = Leihe, Vogrechte u. a. m.)にしても、同様である。ここに、ラントを身分制的に編成する必要が生まれてくる⁽¹⁷⁾。

「こうして太公は二重の任務を負うことになった。法的筋道を通してであれ実力行使に訴えてであれ旧来の所領に付け加えられた新獲得所領は、旧所領と一体化されなければならない。拡散的・逃避的傾向にあるラントの貴頭⁽¹⁸⁾の力をまとめ上げ、これをラント(Territorium)になぎ留める必要があった」。しかし上バイエルンと下バイエルンとで

は、この二つの要素のうちの何れがよく前面に出てくるかという点での相違があった。歴史的に両地域は、相異なった支配構造⁽¹¹⁾を持っていたからである。即ち、八世紀段階で既に上バイエルンでは大貴族の所領が顕著であり多くの修道院が設立されているのに対して、下バイエルンには多くの太公所領ないし国王所領が存在しこれが教会に寄進されていた。中世初期のその後の全発展の結果、中世中期の上バイエルンにはヴィッテルスバッハ、アングクス両家の大所領支配が展開していた。一方、下バイエルンでは、イン河に沿って帯状にティロールにまで延びるオルテンブルク家の支配を別とすれば、中小規模の貴族支配の多元的存在がその特徴である。これは、ドナウ河流域を中心として豊富に存在していた国王所領に由来する無数の聖界イムニテートがフォークタイ・教会レーンという形で、大貴族のみならず中小貴族にも支配⁽¹²⁾形成の手段を提供していたためである。更に、一三世紀中葉をピークとする家門の断絶の結果、上バイエルンのグラーフ門閥支配は一四世紀中葉までに全て抹殺されてしまい、第五ヘルシルトの自由人(Freie)クラスの貴族(Herren)家門の数も大幅に減少した。これに対して下バイエルンでは、同じく相当数の家門が断絶し貴族の支配領域も縮小されたが、オルテンブルク・レオンズベルク、アーベンスベルクといった旧来のグラーフ家がなお存続していたのである。貴族制的(aristokratisch)下バイエルンとヴィッテルスバッハ太公家の領国としての上バイエルンという構造的差異はここに至って極まる⁽¹³⁾。

ラントの能動的政体身分(Landherren u. Leute)は古来の貴族に限られるものではない。太公家は自身数多くのミニステリアールン(Dienstleute, ministeriales)を擁していた。それに加えて断絶した家門の所領とともにそのミニステリアールンをも抱え込んでいた。彼らの一部は太公の役人(Amtsleute)となり他の一部は在地化して、ともに身分の上昇を経験する⁽¹⁴⁾。とくにヴィッテルスバッハ家のミニステリアールンであったフラウンホーフェン家(Fraunhofer)やハーグ(Haag)のフラウンブルク家(Fraunberger)は既に一二世紀末には大幅に自立的な政治身分となつてき

ており、一三世紀にはグラーフ裁判権 (iudicium cometae) を皇帝フリードリヒ二世 (Friedrich II.) から授与 (concessio) されていた (下バイエルン)⁽¹⁴⁾。ボーゲン家のミニステリアールであったデゲンベルク家 (Degenberger) も、一五世紀には、自己の帝国直属性 (Reichsunmittelbarkeit) を主張する勢を示した⁽¹⁵⁾。上バイエルンでも、フライジント司教のミニステリアールだったヴァルデック家 (Waldecker)⁽¹⁶⁾、ヴェルフェーシュタウフェン家のミニステリアールだったシュヴァンガウ家 (Schwangan) の所領 (Hohenwaldeck, Hohenschwangan) がそれぞれ、帝国直属の支配領域となつている (但し後者は一四四〇年に断絶し、その所領は一五六七年にヴィッテルスバッハ家の支配に帰した)。そこには、太公の勢力を殺ごうという国王フリードリヒ三世 (Friedrich III.) の意思が介在していた。しかし、帝国直属性の獲得がすぐさま、これらの支配領域の太公領からの脱落を意味することにはならなかった。このほか、ファルクエンシュタインのグラーフ家のミニステリアールであったキームガウのアーシャウ家 (Aschauer) が旧来のフォークト権を基礎としてノイブルク・ファルケンシュタインの地に、ヴェルフ家の旧ミニステリアールであるゲゲンポイント (Gegenpoint) のヘルが国王所領を基礎としてフェルステンフェルトブルック (Fürstenfeld-Bruck) 周辺にそれぞれの支配領域を作り上げている。これらの (そのうちの或る者は帝国直属資格を獲得する程に成り上がった) 上層のミニステリアールは、旧来の高級貴族 (Hoch- und Edelfreie) とともに、ラントの上級貴族 (höherer Adel) を構成した。もとより断絶した旧家門のミニステリアールや旧封建家臣 (Aftervasallen) の全てが、このような成功を収めたわけではない。小家門の旧臣たちの多くは第七ヘルシルトに属する「騎士 (Ritter, milites)」となり、同じく受動的レーン法的権利能力 (受封能力) しか持たない従者 (Knecht, Edelknecht, Knappe) とともに下級貴族 (niederer Adel) を構成することになった。グラーフ (第四ヘルシルト)・「自由人 (高級自由人) (Freie, Edelfreie)」・ミニステリアール (家人) (Dienstleute, Dienstmann) (第六ヘルシルト)・「騎士」・従者という諸身分の「ヘル」と「騎士」

という二つの貴族層への融合の過程は、一三世紀後半から一四世紀を通じて序々に進行した。一方、騎士たちは、第一ヘルシルトの国王、第三ヘルシルトと世俗帝国諸侯(太公)から第七ヘルシルトの「騎士」に至るまで全て、(出自の自由・不自由に関わらず)ともに騎士の生まれであり(ritterbürtig)、「剣打ち(Ritterschlag)」と騎士的生活様式によって結びつけられた一つの統一的騎士身分(Ritterschaft)への帰属感情を共有していた。更に、彼らが太公の役人となった場合の勤務形態に差異のなかったことも手伝ってか、上級貴族と下級貴族との境界はなお流動的であった。

一五世紀初めにはなお「Dienstleute」と言われていた層はやがて「Dienstherrn, dienstherren」と呼ばれるようになり、世紀の三〇年代には「Herrn」と言われるようになっていった。勿論、上級貴族は自己の身分的優越に固執したが、その主張は「馬上槍試合参加資格保有貴族(Turnieradel)」といういわば社会的レベルで貫徹されたにとどまった⁽¹²⁾。したがってこれらの「騎士」たち下級貴族も、高権Ⅱ支配権の「物象化(Verdinglichung)」したものである貴族支配地⁽¹³⁾を取得することによって十分、固有の支配を展開することが可能だったのである。ラント内におけるこの断えざる「支配層の再生産」の過程を断ち切るためには、皇帝(国王)の「主権(imperium, sovranitas)・帝国諸侯の「領邦高権(superioritas territorialis, Landeshoheit)」に対応する貴族の人的権威ないし法的地位(Würde)を創出する以外に手段はない。その客観的・法的表現が一五七七年の第六〇次特権付与状における「貴人特権(Edelmannsfreiheit)」の創設⁽¹⁴⁾であって、これによって都市民・農民の貴族(支配者)身分への上昇の可能性が遮断されてはじめて上・下バイエルンの貴族の特権意識は満足されたのであった⁽¹⁵⁾。ところで、このような新しい貴族層の生成によって、一四世紀までに形造られていた上・下バイエルンの構造的差異が大きく崩されることはなかった。彼らの支配は、上級貴族のそれがグラーフシャフトやフォークタイを取得することによって築き上げられていたように、既存の貴族所領ないしホーフマルク(Hofmark)という「物象化(物権化)」した高権Ⅱ支配権に立脚しているものだからである。それはいわば中世中期

までに決定された上・下バイエルン大公領というラントの「構造 (System)」に依存したラント内的存在であつて、ラントの「構造」に根本的変動をもたらすことはあり得ないのである。

一四世紀までにウィッテルスバッハ太公家がフォークト権を掌握した聖界イムニテートは、若干の例外を除き、ラント裁判区に編成される。貴族が支配権を保ち得たフォークタイは、上述のように、一四世紀にはホーフマルクを構成することになる。世俗フォークトの支配を排除して自立(律)的支配体となつたそれ以外のフォークタイも、一部の帝国直屬資格を獲得したものを除いて、太公の流血裁判権に服した。このような教会領 (Hochstift) は、母体が国王所領に由来するイムニテートであることからしても分るように、下バイエルンに多い。上バイエルンに多い修道院は家門の設立にかかるもので、これとは別系列のものである。それらは差し当たつて、『法書』に定められている限定された「村裁判権 (Dorfergerichtsbarkeit)」を認められたにすぎない。一四世紀以降発展してくるラント都市 (Landstadt) や裁判特権を有する市 (Bannmarkt) もラントの能動的政治身分を構成するが、その分布はやはり下バイエルンが優勢である。既に中世初期 (アギロルフィンガー後期・カローリンガーを含む) にその淵源を持ち中世中期に決定され中世後期を通じて基本的には維持されたような上・下バイエルンの構造的差異に対応して、上バイエルンでは先に挙げた第一の課題——領国の官僚制的組織という側面が、そして下バイエルンではラントの身分制的編成という第二の側面が前面に出てくることになつたのである。

六

貴族的要素の支配的な下バイエルンでは、領国の官僚制的整備とならんで、ラントを身分制国家に作り上げることが

焦眉の課題であつて、その際、一三二一年の『オットーの特権付与状』以来の伝統である集团的・一般的特権付与という一括方式がとられてきた。⁽¹³⁾これは一種の「定款」ないし(財団法人の場合の寄付行為との類推で)「ラント設立行為」とでもいふべきものであつて、「支配契約(Herrschaftsverträge)」「ヴェルナー・ネフ Werner Neuf」というよりは一種の「合同行為」と解すべきものである。この行為によつて初めて太公自身を含む太公領内の支配者たちのラント法上の支配権が確定されて、ラントへの帰属意識とラント内支配者としての同一身分帰属意識が醸成される。この同一帰属意識がやがてラント内支配者の「一揆(Einung)」とその団体(Korporation)化を招来し、領邦君主としての太公とラント等族団体(ラント等族会)とが向かい合う構造が生み出される。一四世紀後半からの太公領の分裂と統合への途上の時期、とりわけ一五世紀から一六世紀前半、ラント等族が(部分)ラントの一体性を体現し、統合ラントないし太公領はいわばラント外存在である太公という人格において統合されるパーソナル・ユニオンにすぎないかのごとき様相を呈した(ラントの二元性)⁽¹³⁾のも、以上のような発展の帰結にすぎない。この時期にはまた、集团的特権付与状も「支配契約」的性格を強めることになる。しかし、それは依然としてラントの共同支配者同士の「契約」であつて、単なる支配者と被支配者との契約ではない。事実、通常「支配契約」といわれるものは一般に、権利擁護・権利強化的要素のみならず、行政への参画など等族支配権の拡大をもその内容としている。⁽¹⁴⁾そしてそれは、直接当事者たる太公とラント等族以外の(受動的)ラント構成員——太公ないしラント等族の直接支配下に立つ臣民に対しても法的通用力を有している。それはラントの共同支配者が協働して発布したラントの基本法律であり、支配者団体の発した法命令である。集团的特権付与状から憲法典へ、という系譜を考へる場合、我々は先ず「一九世紀立憲主義(Konstitutionalismus)」もしくは「市民的法治国(権利擁護国家)(Bürgerlicher Rechtsstaat)」的憲法観念(基本権のカタログ、権利章典)を棚上げにして、「統合理論(Integrationsheorie)」「ルーデルン・スメント Rudolf Smend) 的な憲法概念を念頭に置

いてみる必要がある。⁽¹³⁵⁾ 集団の特権付与状は、まさに国家の創出と統合の過程の基礎にある法律 (Integrationsrecht) であった。しかし、やがて宗教戦争の最中、フランスのユグノーたちは、契約によって国家に政治社会 (societas civilis) を設立し組織するという古典古代の考え方を持ち出した。神約共同体という旧約聖書のイメージも「相互の義務 (mutua obligatio)」というローマ法的表現と結びつけられて、そこに流れ込んでいた。この「支配契約」の理論によって現実の身分制的国制が解釈され、⁽¹³⁶⁾ 君主が絶対主義への傾斜を強めていった一七世紀中葉、各国で一連の「基本法律 (leges fundamentales)」が制定される。⁽¹³⁷⁾ 中央集権的・官僚制的国家の形成を目標とした国王に対する等族の抵抗の表現であるこれらの法律文書こそ、「一九世紀立憲主義」的憲法典の遠い祖先である。一六世紀中葉のバイエルンの「ラントの特権の宣言」は、時期は早いけれども、このような「基本法律」であると考えられる。それは既に国家の枠が定まり、ラントの存在が自明となっていた時代の産物である。だが集団の特権付与状とりわけその初期のものは、国家そのものを作り出すという歴史的課題を担っていたのである。⁽¹³⁸⁾

大公の直轄ラントの色彩の濃い上バイエルンでは、大公領のラントへの組織化は下バイエルンとは全く異なった過程を迎えることになった。ここでは差し当たって、領国の官僚制的整備が前面に出る。この際に中心的位置を占めたのがラント裁判官 (Richter) の配置された官衙 (Amt, ampt, officium)——後のラント裁判所 (Landgericht) であり、⁽¹³⁹⁾ そのラント裁判所に与えられた一種の「裁判 (所) (条) 令」が『上バイエルン・ラント法書』であった。したがって、大公領内の支配者の裁判権・支配権は、「村裁判権」(七十二フュニヒ以下の贈罪裁判権) を超える分については事実的 (de facto) なままに捨て置かれたのである。⁽¹⁴⁰⁾ ただ都市や市は、一三四六年に既に、『ラント法書』の適用を受けるものとされていたし、ルードヴィヒ四世は『法書』が全ラントで適用されることを望んでいた。もとより当初は、修道院や貴族が『法書』による裁判をすることで、村裁判権の範囲を越えてラント裁判所と同様の裁判権を獲得することが意

図されていたわけではない。しかし、やがてそのように解されるようになった。特権的裁判権の付与の場合にも、通常、『法書』の付与が伴った (zum Buch freien)。こうして一五世紀の中頃までには、上バイエルンの貴族や修道院や都市・市は、ラント裁判所の管轄権にはほぼ等しい内容の裁判権を獲得していた。⁽¹²⁾ かくして元来はいわばラント裁判所に対する服務令であった『ラント法書』は、下バイエルンにおいて集団の特権付与状が果たしていたのと似た機能——ラントの身分制的編成という任務をも併せ持つことになった。そして上・下バイエルンの統一のなった一六世紀、これらの裁判所は一齊に「ホーフマルク裁判所」として史料に登場してくるのである。⁽¹³⁾ ラント裁判官などの役人を含むその他の騎士たちの自有地に対しても、「軒先まで (bis zur Dachtraufe)」に限って、下級裁判特権が認められた。⁽¹⁴⁾ 上・下バイエルンは通ってきた筋道こそ違え、いずれも近世までに身分制的国家として編成された。そしてラントのこの等族制的憲法構造が、(太公ならびにラント等族を程度の差こそあれ共同の立法者とする) 法令令と相俟って、平和領域・法権利共同体としてのラントないしラントの「良きポリツァイ (gute Polizei)」の維持に当たったのである。⁽¹⁵⁾

以上、敢えて補説をたてて、前章において検出された上・下バイエルンのラント法史の構造的差異の国制史の意味を考えてみた。次章で、クライトマイアがラント法素材をどう体系化し理論化したかを検討するに先立って、自分自身の歴史像をそれなりに——クライトマイアのその再構成作業とは一応独立に——構成しておきたかったためである。それはやがてクライトマイアの法学の「歴史Ⅱ誌 (historia)」の性格を浮かび上がらせてくれることになる。

(1) 本稿(『北大法学論集』三三—三(一九八二年)一四七頁以下、一八六頁以下。

(2) 本稿(一四二頁以下、一四七頁以下。

(3) Hans Schlosser, Spätmittelalterlicher Zivilprozess nach bayerischen Quellen. Gerichtsverfassung und Rechtsgang, Köln

- u. Wien 1974, S.71; Gertrud Diepolder, Oberbayerische und niederbayerische Adelherrschaften im wittelsbachischen Territorialstaat des 13.—15. Jahrhunderts. Ansätze zum Vergleich der historischen Struktur von Ober- und Niederbayern, in: ZBLG 25 (1962), S.67.
- (4) 小野善彦「一三二一年のオットーの特権付与状について——ラント・ド・バイエルンの身分制的國制の発展における意義——」『史学雑誌』八九一一（一九八〇年）七頁以下ならびに三三三頁以下、同「大公領と部分ラント——中世後期のバイエルン——」『西洋史研究』新輯九（一九八〇年）九七頁以下参照。
- (5) Diepolder, a. a. O., SS.33 ff.u.67 f..
- (6) Vgl. Kurt Reindels Beitrag zu: Max Spindler (Hrsg.), Handbuch der bayerischen Geschichte I, München 1967, Nachdruck 1975, S.114 ff..
- (7) 「ガウ (Gau, pagus)」は、バイエルンでは元来、アギロルフ・インガー大公の直轄地の管理管区を意味していたもののようだ。「フオシガウ (pagus Huosi)」の名称は、バイエルンがカーロリナーの支配下に編入された七八八年以降のものである（史料的には、ドイツ人帝ルートヴィヒ Ludwlg der Deutsche の八三五五年の発遣状）。Gertrud Diepolder, Die Orts- und „In Pago“-Nennungen im bayerischen Stammesherzogtum zur Zeit der Agilolfinger, in: ZBLG 20 (1957), S.364 ff., insb. S.383 f.; Max Spindler (Hrsg.), Bayerischer Geschichtsatlas, München 1969, S.71.
- (8) 世界歴史叢書『バイエルン部族史』(一九七七年復刊) 一〇八頁参照。
- (9) Friedrich Prinz, Herzog und Adel im agilulfingischen Bayern. Herzogsgut und Konsensschenkungen vor 788, in: Karl Bosl (Hrsg.), Zur Geschichte der Bayern (Wege der Forschung LX), Darmstadt 1965, S.233 ff.; Beitrag desselben zu: Handbuch I, S.272.
- (10) Reindel, a. a. O., S.122.
- (11) A. a. O., S.125.
- (12) A. a. O., S.125 f..
- (13) A. a. O., S.125 ff..
- (14) Prinz, Herzog und Adel im agilulfingischen Bayern, S.254.

- (15) 寄進における大公の同意の意味については、a. a. O., SS. 226—229.
- (16) バイエルンにおける四司教座（レーゲンスブルク Regensburg・パッサウ Passau・ザルツブルク・フライジング）設置をめぐる、フランク王権・アギロルフイナガー・ローマ教皇座との微妙な関係については、vgl. Reindel, a. a. O., SS. 146—152; Heinz Löwe, Bonifatius und die bayerisch-fränkische Spannung. Ein Beitrag zur Geschichte der Beziehungen zwischen dem Papsttum und den Karolingern, in: Karl Bosl (Hrsg.), Zur Geschichte der Bayern, SS. 280—294.
- (17) Prinz, a. a. O., S. 246.
- (18) A. a. O., S. 251; Friedrich Prinz, Bayerns Adel im Hochmittelalter, in: ZBLG 30 (1967), S. 53; Diepolder, Oberbayerische und niederbayerische Adels Herrschaften, S. 34.
- (19) Prinz, Herzog und Adel im agilulfischen Bayern, S. 242 ff..
- (20) A. a. O., S. 249; Diepolder, Die Orts- und „In Pago“-Nennungen, S. 396. 註(2)も参照。
- (21) テオバルトは、息子テオデバルト (Theodebald, Theotbald, Theodoalt, Theodolt, Theodowald) とともに、レーゲンスブルクに支配の拠点を置いていた。後に、フークベルトと覇権を争ったクリモアルトは、このテオデバルトの寡婦ピリトルイト (Pililtrud, Pilidruht) と結婚している。フライジングの聖ホルビミアン (Korbinian, Corbinian) は、この婚姻に教会法上の理由から異義を唱えたために、フークベルトと姻戚関係にあったランゴバルトのリウトブランド (Liutprand) の勢力下の南タイロールのメラン (Meran) 近郊のマイス (Mais) に避難しなければならなかった。このような政治史の推移も、後の国王の所領 (Königsgut) の存在状況とともに、レーゲンスブルクを中心とするノルトガウ (Nordgau) が、バイエルン大公の支配の一大中心地であったことを推測させる。Reindel, a. a. O., S. 121 ff..
- (22) Prinz, in: Handbuch I, S. 273 f.; Diepolder, Oberbayerische und niederbayerische Adels Herrschaften, S. 33 f.
- (23) Reindel, a. a. O., S. 127.
- (24) A. a. O., S. 131.
- (25) A. a. O., S. 132.
- (26) A. a. O., S. 130.
- (27) A. a. O., S. 132 f..

- (28) Reindel, a. a. O., S. 184 f.; Prinz, ebda., S. 281.
- (29) Reindel, a. a. O., S. 191 f.; Prinz, a. a. O., S. 283.
- (30) 八三〇年以降、ルトヴィッツは、「神の恩寵によってバイエルン人の王たるルトヴィッツ」と称している。
- (31) Reindel, a. a. O., S. 195. ドイツの東方進出をめぐるゴットフリットと教皇の態度については、渡辺金一「中世キリスト教世界の生成と展開」『世界の歴史（筑摩版）五 ヨーロッパ世界の成立』（一九六二年）二一八頁以下、同『中世ローマ帝国——世界史を覗く——』（一九六〇年）三〇頁参照。
- (32) Reindel, a. a. O..
- (33) A. a. O., S. 197; Prinz, a. a. O., S. 284; Karl Bosl, Das „jüngere“ bayerische Stammesherzogtum der Luitpoldingen, in: ders. (Hrsg.), Zur Geschichte der Bayern, S. 338 f..
- (34) Bosl, a. a. O., S. 339.
- (35) Reindel, a. a. O., S. 201.
- (36) A. a. O., S. 202.
- (37) A. a. O., S. 203.
- (38) 一〇世紀後半から一二世紀の二〇年頃、バイエルン東部ならびにオーストリアで一大勢力を誇ったフアールック・クラーフ家（アリボネン）(Aribonen) の遠祖である。但し、この貴族集団にあつては、フアールック・クラーフ位が結合の決定的な要素であつて、一二世紀の「家門(Dynasten)」の場合のような明白な「家(Haus, Familie)」の意識はまだ存在しない。Prinz, in: Handbuch I, S. 334 ff.; ders., Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 81 f.; Gertrud Diepolder, Die Herkunft der Aribonen, in: ZBLG 27 (1964), S. 114.
- 中世中期における男系の「家門」ならびに支配体としての「家」の成立については、Karl Schmid, Zur Problematik von Familie, Sippe und Geschlecht, Haus und Dynastie beim mittelalterlichen Adel. Vorfragen zum Thema „Adel und Herrschaft im Mittelalter“, in: ZGORh 105 (1957), SS. 1—62; Prinz, Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 57 ff.; Karl Kroeschell, Haus und Herrschaft im frühen deutschen Recht. Ein methodischer Versuch, Göttingen 1968, S. 28 ff.
- (39) Prinz, in: Handbuch I, S. 284.

- (40) Vgl. Gerd Tellenbach, Vom Karolingischen Reichsadel zum deutschen Reichsfürstenstand, in: Hellmut Kämpf (Hrsg.), *Herrschaft und Staat im Mittelalter* (Wege der Forschung II), Darmstadt 1956, Nachdruck 1974, S. 191 ff. • 北村忠夫「七・八世紀転換期における初期カロリング朝の東進——帝国貴族層 (Reichsaristokratie) 成立史序説——」久保正幡編『中世の自由と国家』下巻 (一九六九年、一九八〇年再刊) 三頁以下、西川洋一「十二世紀ドイツ帝国国制に関する一試論——フリードリヒ一世・ハインリッヒの政策を中心として——」『国家学会雑誌』九五—九・一〇 (一九八二年) 六七頁以下参照。
- (41) カロリング朝後期には既に、ラント帝国貴族層とバイエルン在地貴族との人的な融合の過程が進行しており、これが新しく「部族貴族 (Stammadel)」層を形成していったと言われる。Prinz, a. a. O., S. 285; Bosl, a. a. O., S. 339 ff.
- (42) この時期、太公は、辺境における軍事的命令権者以上の何物でもなかったと言われる。Bosl, a. a. O., S. 342.
- (43) 貴族支配の形成に際して、官職称号がしばしば決定的意味を持つていったことについては、註 (38) を参照。
- (44) Prinz, Bayerns Adel im Hochmittelalter, SS. 54 u. 55; ders., in: Handbuch I, S. 286.
- (45) Prinz, Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 64 ff.
- (46) A. a. O., S. 85.
- (47) A. a. O., SS. 87 u. 93 ff.
- (48) A. a. O., S. 54.
- (49) Prinz, in: Handbuch I, S. 284.
- (50) Reindel, a. a. O., S. 202.
- (51) A. a. O.
- (52) Prinz, a. a. O., S. 285.
- (53) Prinz, a. a. O., SS. 285 u. 295 ff.
- (54) フルネルフとリヒャルト・ポルトとの間には、血縁関係の存在が推定されていゝ。Bosl, a. a. O., S. 345; Prinz, a. a. O., 297; Reindel, a. a. O., S. 207.
- (55) Bosl, a. a. O., S. 345 ff.; Reindel, a. a. O., S. 206 ff.; Prinz, a. a. O., S. 295 ff.
- (56) Bosl, a. a. O., SS. 331 ff., 338 ff. u. 342.

- (57) A. a. O., S. 335 ff. によれば、部族とは、民 (gens)・太守 (dux)・貴頭 (optimates)・帝国 (imperium) の一部としての支配管区ならびに教会管区 (provincia) を要素とする政治的 (支配的) 構成体である。Vgl. auch ders., Bayerische Geschichte, München 1971, Nachdruck 1976, SS. 22—35.
- (58) Bosl, Das „jüngere“ Stammesherzogtum der Luitpoldinger, S. 339 f..
- (59) A. a. O., S. 348 ff.; Reindel, a. a. O., S. 204 ff..
- (60) Bosl, a. a. O., S. 353 f..
- (61) Reindel, a. a. O., S. 208 f..
- (62) Bosl, a. a. O., SS. 356—363; Reindel, a. a. O., SS. 210—214. 平城照介「神聖ローマ帝国」林健太郎編『ドイツ史 (新版)』(一九七七年)五二—五九頁。Reindel, a. a. O., S. 212 は、アルスルフの王 (rex, König) 号は、ヘインリッヒに対する対立国王たることを意味するものではなく、カールロリンガーの部分王国の伝統を引くもので、相対的に独立した王国としてのバイエルンの王たらんとする意思を表明したものであると語り、いずれにせよ、アルスルフの意図は、九二一年に、放棄される。
- (63) Reindel, a. a. O., SS. 215—227; Tellenbach, a. a. O., S. 202 ff., insb. 214 ff. 「ドイツ王国 (regnum Teutonicum)」の成立をめぐる問題については、さしあたり、山田啓吾『ドイツ国』のはじまり——レークヌム・テウトロニウム概念の出現と普及をめぐること——『一橋論叢』八四—二(一九八〇年)一頁以下、ならびに同論文に対する西川洋一氏の書評『法制史研究』三一(一九八一年)三〇一頁以下、とりわけ三〇三頁参照。
- (64) Reindel, a. a. O., S. 219 f..
- (65) Prinz, a. a. O., S. 299 f..
- (66) A. a. O., S. 301; Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte I (bis 1250), Reinbek bei Hamburg 1972, S. 124.
- (67) Prinz, in: Handbuch I, S. 311.
- (68) Prinz, a. a. O., S. 301.
- (69) Prinz, a. a. O., S. 310; Tellenbach, a. a. O..
- (70) Reindel, a. a. O., S. 232 f..
- (71) Prinz, a. a. O., S. 305.

- (72) Reindel, a. a. O., S. 235 ff.
- (73) A. a. O., S. 238 f.; Karl Bosl, Die Markengründungen Kaiser Heinrichs III. auf bayerisch-österreichischem Boden, in: ders. (Hrsg.), Zur Geschichte der Bayern, S. 364 ff.
- (74) Prinz, Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 77; ders., in: Handbuch I, S. 331 ff.; Reindel, a. a. O.
- (75) Reindel, a. a. O., S. 240 f.
- (76) Reindel, a. a. O., S. 246 f.
- (77) Prinz, in: Handbuch I, S. 321 f.; ders., Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 61 ff.
- (78) Reindel, a. a. O., S. 247.
- (79) A. a. O., S. 248. なおゆる叙任権闘争期の政治史については、堀米庸三「ツレゴリウス改革と叙任権闘争」同『ヨーロッパ中世界の構造』(一九七六年)三三〇—三四一頁、平城前掲論文八六—九七頁、井川泉「フリードリヒ・ハルバロッサの帝國領國政策に関する一考察——シヤウマーンと國王滞在地ウルム——」『西洋史學報(広島大学)』復刊九(一九八二年)一一—一四頁参照。
- (80) Reindel, a. a. O., S. 250 f.
- (81) A. a. O., S. 251 ff. 西川註(40) 所掲論文(一)『国家学会雑誌』九四—五・六(一九八一年)一五頁以下参照。
- (82) Reindel, a. a. O., S. 257 ff. フリードリヒ一世の帝國政策、とりわけ獅子公に対する彼の当初の姿勢については、山田欣吾「一二・三世紀の西ヨーロッパ諸國 ドイツ——諸侯制的國制への發展——」『世界歴史(岩波講座)』第一〇卷(一九七〇年)二九三—三〇一頁、西川前掲論文(一)『国家学会雑誌』九五—一・二(一九八二年)四七頁以下参照。
- (83) Reindel, a. a. O., S. 264.
- (84) Prinz, in: Handbuch I, S. 322; ders., Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 63.
- (85) Reindel, a. a. O., S. 263 f.
- (86) Reindel, a. a. O., S. 263 f.
- (87) Prinz, in: Handbuch I, S. 322 f.; ders., Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 64 f.
- (88) Prinz, in: Handbuch I, S. 318.

- (88) Prinz, a. a. O., S. 324; ders., Bayerns Adel im Hochmittelalter, S. 66 f.; Vgl. Karl Bosl, Europäischer Adel im 12./13. Jahrhundert. Die internationalen Verflechtungen des bayerischen Hochadelsgeschlechtes der Andechs-Meranier, in: ZBLG 30 (1967), S. 28 ff.
- (89) その帝國國制史上の意味については、石川武『ドイツ國制史における一一八〇年——確立期における「ドイツ封建王政」に関する一つの覚書——』『國家学会雜誌』七〇—一一・一二(一九五六年)一一五—一二二頁、註(82)所掲の西川論文五三—五七頁ならびに同『國家学会雜誌』九五—九・一〇(一九八二年)六四—七二頁を参照。
- (91) 石川前掲論文一〇四—一〇五頁。
- (92) 註(88)所掲の Karl Schmid, Friedrich Prinz, Karl Kroeschell の論考は、Prinz, in: Handbuch I, S. 318 f.
- (93) 一〇七九年に初めて史料に現われるシャインヘルンのタラーフは、一一一五年になつて、マイヒマン(Atschach)の東方近郊のオーバーヴィッテルスバッハの村に臨んで新しく建造された城塞に因んで、ヴィッテルスバッハを名乗った。アンデクスミーラーニホン太公が、マナ湖畔のマンデクスの城塞に因んだ家系を名乗るのは、一一三二年からである。これらの家系とは異なり、一二世紀の貴族家のうちでもヴェルン家やオタカール家の場合には、厳密な意味での「家」と言えるかは微妙なところであらう。
- (94) ワッペンには「家門」の成員の歴史的自意識の精密な具象化である(森護『ヨーロッパの紋章・日本の紋章』一九八二年)。ヴェッタルスモン家の場合(1173)は、Wilhelm Volkert, Die Bilder in den Wappen der Wittelsbacher, in: Hubert Glaeser (Hrsg.), Wittelsbach und Bayern I/1 Die Zeit der frühen Herzöge. Von Otto I. zu Ludwig dem Bayern. Beiträge zur Bayerischen Geschichte und Kunst 1180—1350, München u. Zürich 1980, SS. 13—28 mit Tafeln 1—3 (hergestellt von Max Reinhart).
- (95) 西川前掲論文(六二—七二頁、同四『國家学会雜誌』九五—一一・一二(一九八二年)八八—八九頁)。
- (96) 彼は既に一一七二年ならびに三年、運べとて一一七四年には、イタリヤのレーンをフリードリッヒ一世に売却していた。Karl Bosl, Art. Welf VI, in: Karl Bosl, Günther Franz, Hans Hubert Hofmann (Bearb.), Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte (2. Aufl.) Bd. III, München 1975, Sp. 3066. 註(92)所掲井川論文一五頁参照。
- (97) メラーニホン太公位は、ヘルナルト四世(Berthold V.)、オットー七世(Otto VII.)・同八世と、父から長子を経て孫へと継

承された。アンデクス家のバイエルン内の所領のうち帝国レーンツェイトンであるグラーフシャフトについては、帝国諸侯である彼らがこれを所有しても何の問題もないが、テーゲルンゼー (Tegersee) の修道院所領を太公アルヌルフが「世俗化」したもので、ヤイザール河とイン河との間の二四箇所の所領は、バイエルン太公のレーンであった。この部分は、ヘルトルト四世の父のヘルトルト三世 (Berthold III.) からヘルトルト四世の次子のハインリッヒ四世 (Heinrich IV.) へと継承された。したがってこの二人はイストリアのツラーフではあったが、帝国諸侯ではない。ハインリッヒ四世が一二二八年、オットー八世が一二四八年に没して、マクシミリアン家は消滅した。Max Spindler, Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums, München 1937, Nachdruck Aalen 1973, S. 194 ff.

(85) Prinz, in: Handbuch I, SS. 324—337; ders., Bayerns Adel im Hochmittelalter, SS. 67—81. シェタウナーの帝国領国政策については、西川前掲(三)八頁以下参照。

(86) オットー一世の死後(一一一八三年)、その子のルードヴィッヒ (Ludwig I.) が一〇歳で太公位を引き継いだ。が、帝国レーン法上の後見をした事実はない。リーントラー (Sigmund von Riezler) はこの時点でのバイエルン太公領の世襲性を否定したが、シェントラーはこれを肯定する立場に傾いている。国王がこれを明示的に認めたのは一二〇八年であるが、オットー四世は獅子公の三男であって、シェタウナーのファミリーに対する対立国王であったことを考えるならば、彼の意図はむしろ政治的な理由からマヘルン家のバイエルン太公領に対する請求権を放棄する点にあったのではないか。Spindler, Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums, S. 112 mit Fußn. 1 u. 2. 小野前掲『史学雑誌』一一頁註(4)参照。

(87) „terra [Bavariae]“ 及び „III世紀後半“ (バイエルン) 太公管区 (ducatu Bavariae) から (バイエルン) 太公の高権 (Hoheit)——支配 (Herrschaft) ではなく——の及び領域となわばランツェへとその意味を変えろ。これを平行して „principes [terrae]“ も領邦君主たる太公に限って用い、これまで帝国諸侯とともども „principes [terrae]“ と呼ばれていた太公領 (レント) の貴顕 (Edle) は „nobiles“, „barones“, „fideles“ と言われるようになった。但し帝国レーンでは既に一二世紀段階で、領邦君主としての帝国諸侯 (Fürst) に限らずに „principes“ の用語法が登場してゐる。そして一二三一年の『諸侯法 (Constitutio in favorem principum)』で „domini terrae“ という言ひ方がされる。だが、バイエルン太公が自らを „principes terrae“, „dominus terrae“ という言ひには稀であって „dux“, „ducatu“ という古来の表現が好んで用いられた。また、太公がその „ducatu“ を „terrae“ という複数形で呼ぶことはなく „terra“, „principatus“, „dominium“, „ducatu“ という単数形が選ばれてゐる (Spin-

der, Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums, S. 171 ff.; 小野前掲註(17)、『西川前掲(六二二頁参照)』。一方、「dominus」として支配全般を意味する「dominium」の語は「八世紀から十一世紀までは主として國王の支配(dominium regis)」に用いられていたが、十一・十三世紀では帝國諸侯や修道院と結びつけられるようになる。國王の支配は「imperium」とも表わされ(Dietmar Willoweit, Dominium und Proprietas. Zur Entwicklung des Eigentumsbegriffs in der mittelalterlichen und neuzeitlichen Rechtswissenschaft, in: HJ 94 (1974), S. 133 ff.)。このような用語法上の変化は、中世後期のイェール國家の一体性が太公の領域支配に決定的に依存するものであったと同時に、それが太公の単なる領域支配(Herrschaft)を越える高權(Hoheit)領域であるという点で、「現実の空間的広がりこそ異なるが」太公管区」という古来の政治的觀念の延長上に位置してゐることを示してゐる。

(101) 石川前掲(一一二頁)・堀米庸三「中世國家の構造」同『ヨーロッパ中世世界の構造』(一九七六年)八七頁参照。

(102) 堀米庸三「西洋における封建制と國家」前掲書一一二五頁、同「封建性の最盛期とは何か」前掲書一九六一—二〇〇頁。

(103) 久保正幡・石川武・直居淳訳『サクセンシヨボーガル・ラント法』(一九七七年)三七頁(一・三・二)・田中周友・上山安敏・岩田健次・西畷「SCHWABENSPIEGEL 邦訳」、『法と政治(関西学院大)』八一(一九五七年)一七二頁(第五章 §. 2)。

(104) 西川前掲(六二二頁)七五、七八頁。

(105) ルードヴァッハ四世がこれを帝國政治のモデルに推し及ぼした(本稿(一四〇—一四一頁))。Heinz Lieberich, Kaiser Ludwig der Bailer als Gesetzgeber, in: ZRG Germ. 76 (1959), S. 233 ff. 参照。

(106) Spindler, a. a. O., S. 89 ff.; 小野前掲六一七頁ならびに一二頁註(6)参照。

(107) ヴィッテルスバッハ太公家が太公領内貴族の遺産を吸収するに際してレーン法が果たした役割の評価については、小野前掲六一七頁が議論を簡潔に要約してゐる。

(108) Diepolder, Oberbayerische und niederbayerische Adels Herrschaften, S. 37 ff.; Wilhelm Volkert's Beitrag zu: Max Spindler (Hrsg.), Handbuch der bayerischen Geschichte II, München 1969, Nachdruck 1974, S. 502 ff.; Prinz, Der bayerische Adel bis 1180, S. 333.

(109) Kroeschell, Haus und Herrschaft im frühen Mittelalter, S. 19; ders., Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250—1650), Reinbeck bei Hamburg 1973, S. 157 ff.; ders., Art. Herrschaft, in: HRG II, Sp. 104 ff. 以下は「herrschaft (Herrschaft)」

語が何らかの支配を意味するものとして成立したのは一二世紀のことで且つそれは一九世紀までは支配の内容を構成する諸々の具体的権利を差し示す言葉でしかなかったと言ふ。*dominium* “だうみんぬ”は *Willoweit*, a. a. O. の *dominium* “たは法(権利、権原)的含意はなく、それは *proprietas*”や *Lehen* (ライン *Leine*) に *mit* と与えられるのである。

(10) 註(10)参照。

(11) Heinz Lieberich, *Zur Feudalisierung der Gerichtbarkeit in Bayern*, in: ZRG Germ. 71 (1954), S. 275 f.

(12) Prinz, in: *Handbuch I*, S. 311.

(13) 小野前掲『史学雑誌』六頁。

(14) Spindler, a. a. O., S. 90. 小野前掲一二頁註(6)参照。

(15) Spindler, a. a. O., S. 104.

(16) 大公領の第一次分割とそのラント法史上の意義(上・下、バイエルンのラント法的分離)については、小野前掲『西洋史研究』八一、九七—八頁ならびに同『史学雑誌』七頁参照。

(17) 小野前掲『史学雑誌』七一八、三三—五頁ならびに同『西洋史研究』九八頁以下。

(18) Spindler, a. a. O., S. 50 ff.

(19) フライマン・ホルツ家がシラーフ裁判権を獲得したことは確かであるが、Diepolder, a. a. O., S. 50 f. は、この家と近い親(姻戚関係)のあったフライマン・ホルツ家についても、皇帝の裁判権授与を推定している。

(20) Diepolder, a. a. O., S. 50.

(21) A. a. O., S. 62 f.

(22) Volkert, a. a. O., S. 506 f.; Spindler, a. a. O., S. 54.

(23) Max Spindlers Beitrag zu: *Handbuch II*, S. 120; Volkert, a. a. O., S. 507 ff.; Spindler, *Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums*, S. 54. *Von den Rechten der Landesherrn* (Der Schwabenspiegel oder schwäbisches Land- und Lehen-Rechtbuch nach einer Handschrift vom Jahr 1287, herausgegeben von F. L. A. Frhm. von Lassberg, Neudruck der Ausgabe 1840, Aalen 1961, S. 7 [Landrecht §. 2]; 註(21) 所掲邦訳参照)を従ふ。

(24) Vgl. Pankraz Friedl, *Modernstaatliche Entwicklungstendenzen im bayerischen Ständestaat des Spätmittelalters*. Ein

methodischer Versuch, in: Hans Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert II (Vorträge und Forschungen XIV), Sigmaringen 1971, S. 301 ff., insb. S. 322 ff., jetzt auch in: Heinz Rausch (Hrsg.), Die geschichtlichen Grundlagen der modernen Volksvertretung. Die Entwicklung von den mittelalterlichen Korporationen zu den modernen Parlamenten Bd. II. Reichsstände und Landstände (Wege der Forschung CCCCLXIX), Darmstadt 1974, S. 341 ff., insb. S. 370 ff..

(15) 本稿(一)一五〇頁。

(16) Fried, a. a. O., SS. 308 u. 333 [SS. 350 u. 384].

(17) Pankraz Fried, Verfassungsgeschichte und Landesgeschichtsforschung in Bayern. Probleme und Wege der Forschung, in: Karl Bosl (Hrsg.), Zur Geschichte der Bayern, SS. 547—557. 小野前掲『史学雑誌』三四頁。

(18) 小野前掲二三頁。

(19) Diepolder, a. a. O., S. 67 f.; Volkert, a. a. O., S. 518 ff.. 小野前掲『西洋史研究』九九頁。

(20) 小野前掲『史学雑誌』三八頁。

(21) 「支配契約」の概念については、成瀬治「Landständische Verfassung」考——身分制の歴史理論的把握のために——(一)『北海道文学文学部紀要』一三一一(一九六四年)三四頁以下。Vgl. Werner Näf, Herrschaftsverträge und Lehre vom Herrschaftsvertrag, in: Heinz Rausch (Hrsg.), Die geschichtlichen Grundlagen der modernen Volksvertretung Bd. I. Allgemeine Fragen und europäischer Überblick (Wege der Forschung CXCVI), Darmstadt 1980, S. 212 ff..

(22) 小野前掲『西洋史研究』九四頁。

(23) Vgl. Otto Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., Wien 1965, Nachdruck Darmstadt 1973, S. 437 ff..

(24) Gerhard Oestreich, Vom Herrschaftsvertrag zur Verfassungsurkunde. Die „Regierungsformen“ des 17. Jahrhunderts als konstitutionelle Instrumente, in: Rudolf Vierhaus (Hrsg.), Herrschaftsverträge, Wahlkapitulation, Fundamentalgesetze, Göttingen 1977, S. 46. [Jetzt auch in: H. Rausch (Hrsg.), a. a. O., Bd. I., S. 247 f..]

(25) 藤田由璋「法現象の動態的考察の要諦と現代公法学——R・スメントについての覚え書き——」 阪田与好・広中俊雄・樋口陽

一編『社会科学と諸思想の展開(世良允志郎教授還暦記念 下)』(一九七七年)四二五頁以下もしくは藤田宙靖『行政法学の思想形式』(一九七八年)三六〇頁以下参照。

(361) Oestreich, a. a. O., S. 45 ff. [S. 246 ff.].

(371) A. a. O., S. 50 ff. [S. 254 ff.].

(381) A. a. O., S. 64 [S. 272].

(139) A. a. O. は「支配契約」を「封建的国家秩序の解体期における領邦君主の権力の制度的強化に対する等族の対抗策」としているが、筆者はこの見解を採らなう。

(140) Schlosser, a. a. O., S. 42 ff. 皆川勇作「バイエルン領邦国家の形成について」『文化(東北大学文学部)』三二—四(一九六九年)二七頁以下。

(141) 本稿(一四三頁)。

(142) Walter Jaroschka, Das oberbayerische Landrecht Kaiser Ludwigs des Bayern, in: Hubert Grassler (Hrsg.), Wirtelsbach und Bayern I/1, S. 382 f.

(143) 本稿(一四八頁)。

(144) 本稿(一四九頁)。農民の家がラント法上、自立的平和領域と認められるのはこの時点である。それはようやく近世になってからのことであり、しかも領邦君主たる大公がラント等族をはじめとする貴族に対して与えた集団的特権付与状によるものである。即ち、平和領域としての農民の家は、理念上、領邦君主の権力の中に自己の支柱を持つ存在でしかないのである。Vgl. O.

Brunner, a. a. O., S. 256 f..

(145) 本稿(一六〇頁)以下。

Kreittmayr in der bayerisch-landrechtlichen Entwicklung („Friede“, „Polizei“, „Konstitution“ als rechtsschöpferische Ideen)

—Verfassungsgeschichtliche Prolegomena zur Landrechts-
forschung—(2)

Takuro WADA*

Inhaltsübersicht:

0. Einführende Bemerkungen zur typologischen Forschung der Gesetzgebungsgeschichte (von W. Ebel).—I. Kreittmayrsche Kodifikationen. Ihr Verlauf und systematischer Aufbau (Zwischenstadium vom römischen Institutionen- zum deutsch-naturrechtlichen System des preußischen ALR).—II. Entwicklung und systematische Aufgliederung des bayerischen Landrechts (Vorläufer der Kreittmayrschen Kodifikationen). II-0. Perspektive zur bayerischen Landrechtsgeschichte. „Rechts“-terminologische Vorbemerkung. II-1. Entwicklung des Landrechts im Spätmittelalter. II-1-i. Grundstruktur des Oberbayerischen Landrechts von Kaiser Ludwig dem Bayern im Jahr 1335/1346 („Rechts-“, nämlich Gerichtsbuch als herzogliche Landfriedensgesetzgebung). II-1-ii. „Landrecht“-liche Organisation der autogenen Herrschaften, d. h. Gerichtsbarkeiten (jurisdictiones) auf bayerischem Boden. Der ober- und niederbayerische Weg von den Provinciae Baioariae zum „Land“ Bayern („Zum Buch freien“ oder „Einung“). II-1-iii. Systematik der bayerischen landrechtlichen Reformation von 1518 (Herauskrystallisierung des Prozeß-, Kriminal- und Zivilrechts. Hervortreten des „gemeinen Nutzens“ als Legitimitätsgrund eines Gesetzes). II-2. Umwandlung des Landrechts in der neueren Zeit. II-2-i. Rechtsentwicklung im 16. Jh. (Polizeiordnung). II-2-ii. Maximilianische Kodifikation(Reorganisation des Landrechts. Verselbständigung des Prozeß-,

* Assistent an der juristischen Fakultät der Hokkaido-Universität, MA.

Kriminal- und Zivilrechts. Entstehung des ausschließlich materiellen objektiv-subjektiven „Rechts“-begriffs). II-2-iii. Weitere legislatorische Tätigkeit des großen Herzogs Kurfürsten Maximilian (Polizeiliche Verordnungen und Dekrete). II-3. Juristische Tätigkeit Kreittmayrs als Endphase der Landrechtsgeschichte Bayerns. (soweit im 3. Heft des 33. Bands)——Exkurs: Entwicklung der bayerischen Adelsherrschaften und landrechtlicher Strukturunterschied Ober- und Niederbayerns. (soweit in diesem Heft. Weiter voraussichtlich im übernächsten)——III. Rechtstheoretisches bei Kreittmayr. Quellen und Wesen des Jus Publicum und Jus Privatum. III-0. Vorbemerkung zum öffentlichen und Privatrecht. III-1. Jus Privatum (Bürgerliches Recht) als das System der Handlungsnormen der privaten Personen (Die an Untertanen gerichteten oberherrlichen Gebote und Verbote als die privatrechtlichen Quellen). III-2. Jus Publicum (Staatsrecht) als das System der „respublica“-nischen Herrschaftsrechte (Die Landsverträge und die landesherrlichen Gesetze als die öffentlich-rechtlichen Quellen). III-3. Einteilung des Jus Publicum in die Konstitution und das Verwaltungsrecht (Ausklang der älteren Landrechtsgeschichte und ihre Neuentfaltung im 19. Jh.). —IV. Abschließende Bemerkung zur Ideengeschichte der Gesetzgebung (von Sten Gagnér).

Exkurs: Entwicklung der bayerischen Adelsherrschaften und landrechtlicher Strukturunterschied Ober- und Niederbayerns.

Karl Kroeschell hat gezeigt, daß man vor dem 13. Jh. noch kein deutsches Wort wie „Herrschaft“, das die Herrenstellung über Sachen, Eigenleute oder größere Gebiete bedeuten würde, gekannt hat. Das ahd. Wort ‚hêrschaft (altsächs. hêrscepi)‘ gehört zu ‚hêr‘ im Sinne von ‚hehr, erhaben, durch Alter ehrwürdig, grau‘ und bezeichnet Ansehen und Würde. Die damit verwandten ahd. Abstrakta ‚hêrtuom‘ und ‚hêroti‘ meinen auch eine Versammlung der Angesehensten, der Vornehmen. Das ahd. Wort ‚hêrro‘, den „Heheren“ oder „Angesehenen“. Es ist Lehnübersetzung des lat. ‚senior‘, welches schon in der Spätantike Rangbezeichnung für weltliche Große war. Im frühen Mittelalter gehörten ‚hêrro‘ und ‚senior‘ ganz dem Bereich der Vasal-

lität und des frühen Lehnswesens an, dem ‚senior‘ entsprach der ‚vassus‘ wie dem „Herrn“ der „Mann“. Den Volksrechten ist diese Terminologie bezeichnenderweise so gut wie fremd, während sie den Kapitularien ganz geläufig ist. In den späten karolingischen Kapitularien wird ‚senior‘ auf den König angewendet, verschwindet dann aber in Deutschland allmählich aus der lateinischen Urkundensprache. Das ahd. ‚hêrro‘, das seine ursprüngliche lateinische Entsprechung damit einbüßt, wird allmählich zur Übersetzung von lat. ‚dominus‘. ‚Dominus‘ ist zum einen in Übereinstimmung mit dem Sprachgebrauch des späten römischen Rechts der Herr von Knechten, von Grundbesitz und Vieh, zum anderen der Herrscher, ebenso wie Gott und Christus. Die ahd. Entsprechung hierzu ist eigentlich ‚fro‘ gewesen (soweit Kroeschell). In diesem Zusammenhang ist noch darauf hinzuweisen, daß das ‚dominium‘ im Frühmittelalter keine Antwort auf die Frage nach der rechtlichen Zuordnung des beherrschten Objekts zu seinem Herrn, ‚dominus‘ gibt. Das ‚dominium‘ kann rechtmäßig (durch proprietas = Eigen = Allod, Lehen, Vogtei u. a. m.), aber auch usurpiert oder umstritten sein. Es ist erst seit dem Spätmittelalter unter Einfluß der römisch-rechtlichen Wissenschaft, daß ‚dominium‘ ein Rechtstitel wird (soweit Dietmar Willoweit). Dementsprechend bezeichnete nun auch das Wort „Herrschaft“ bis in das 19. Jh. konkrete Herrschaftsrechte (wieder Kroeschell). Fällt auch auf, daß das Wort ‚dominium‘ vom 8. bis einschließlich 11. Jh. ausgiebig in Verbindung mit König (‚dominium regis‘, ‚dominium Francorum‘) gebracht wird, während im 12. und 13. Jh. kaum noch vom ‚dominium regis‘ dafür aber um so häufiger vom ‚dominium‘ einzelner Fürsten oder Klöster die Rede ist. Denn die königliche Gewalt wird nunmehr eher mit ‚imperium‘ umschrieben (Willoweit).

Wenn man dieses Ergebnis der Wortforschung ernst nimmt, so darf man erst seit dem 12. Jh. von „Herrschaft“ des Adels sprechen. Gerade zu dieser Zeit sind die agnatischen Häuser des Adels (Dynastie) entstanden, und ihre Herrschaftsbereiche sind kleiner, aber territorial geschlossener als früher geworden (Karl Schmid u. Friedrich Prinz). In diesem Zusammenhang fällt uns auf, daß unter dem „Haus“ im

Frühmittelalter kein Herrschaftsbereich gemeint wird. Das „Haus“ bedeutet nur die Kleinfamilie mit einem Ehepaar und ihren Kindern oder das Wohnhaus. In der Kirchensprache wird die Kirchen- und Klostersgemeinschaft als ‚familia‘ begriffen. Bald früher, bald später wird die Grundherrschaft (des Königs oder der Kirche) auch als ‚familia‘ bezeichnet. Hier stellt das „Haus“ einen den Umfang der Kleinfamilie der Grundholden hinausspannenden Herrschaftsbereich dar (soweit Kroeschell). Hinzuweisen ist auch noch darauf, daß bei der ‚familia‘ im 12. Jh. sich es um den Kreis der königlichen bzw. herzoglichen Hofgesinde handelt (Max Spindler). Durch das Hoch-, vor allem Spätmittelalter wird die Herrschaft des Adels allmählich mit dem Wort „Haus, familia“ in Verbindung gebracht. Aber erst in der Neuzeit scheint unter dem Wort das „ganze Haus“ im allgemeinen verstanden zu werden, was ohne Einfluß vom naturrechtlich-ökonomischen Gedankengut unvorstellbar ist (vgl. Dieter Schwab, in: *Geschichtliche Grundbegriffe II*).

In West- bzw. Oberbayern, wo es im Frühmittelalter die im breiten Raum zerstreute Herrschaft des frankophil-königsfreundlichen Hochadels (fünf „Genealogiae“ der *Lex Baiuvariorum*) gegeben hatte, haben einige Dynastien wie die Welfen, Wittelsbacher und Andechser im Hochmittelalter ihre territorial abgeschlosseneren, verhältnismäßig große Herrschaft entwickelt. In Ost- bzw. Niederbayern, wo es viele Herzogs- und Königsgüter gegeben hat, findet man viele geistliche Immunitäten. Hier haben sich viele mittlere und kleinere Adels herrschaften neben den relativ größeren der Ortenburger wie Bogener auf Kirchenlehen und Vogteien entwickelt. Nach dem Dynastielegen ist der meiste Teil Oberbayerns bis Mitte des 14. Jhs. unter die Herrschaft des wittelsbachischen Herzogshauses gekommen. In Niederbayern überlebten einige hochadlige Grafen- (4. Heerschild) bzw. Herrengeschlechter (5. Heerschild) das 14. Jh., wenn die Herzöge auch hier zur Übermacht gekommen waren. Man darf zwar nicht übersehen, daß die Ministerialen (6. Heerschild) und Ritter (*milites*) (7. Heerschild) im Spätmittelalter allmählich auch die (höhere bzw. niedere) Adelswürde erlangt haben. Ihr Herrschaftsaufbau ist aber nur durch die

Erlangung der schon vorgegebenen Adelherrschaften (Hofmarken) möglich, und insoweit vom „System“ des Landes abhängig gewesen. So war Niederbayern im Spätmittelalter das Land des „aristokratischen“ Charakters im Vergleich mit Oberbayern. In Oberbayern befanden sich dagegen mehrere Klöster (Gertrud Diepolder).

Die wittelsbachischen Herzöge hatten dreierlei Aufgabe seit 1180 gehabt: erstens ihre Territorialherrschaft zu erweitern, zweitens dieses Territorium zu organisieren und drittens ihre ‚terra (=ducatus)‘ zum ständischen Land auszubauen. Erst dadurch konnten sie ihre Friedens- und Gerichtshoheit in ihrem Herzogtum durchsetzen. Ihre Landespolitik hat also ähnliche Struktur wie die Politik, die die Stauer auf der Reichsebene getrieben haben. Der Verfasser möchte auf die Würde des Herzogs als des Reichsfürsten (3. Heerschild), die eine große Bedeutung für ihre Landespolitik haben sollte, aufmerksam machen. Ohne diese Würde hätte ihr Hoheitsbereich über ihr eigentliches Herrschaftsgebiet nicht hinausgehen können. Das Recht, das die Wittelsbacher als Herzöge gehabt haben, ist größer als die Gesamtheit ihrer Herrschaftsrechte (Eigen, Reichslehen, Vogteien u. a.). Sowohl die Obergerichtsbarkeit auch das angebliches Heimfallrecht des Herzogs würde nur in der besonderen Würde (Landeshoheit, Superioritas territorialis) des Reichsfürsten seinen rechtlichen Grund finden können. Auf der Ebene des Reiches machen die Reichsfürsten (principes, vürsten) vom Anfang des 12. Jh. einen besonderen Adelsstand aus (E. Schröder). In Bayern wird das Wort ‚princeps (terrae)‘ seit der Mitte des 13. Jhs. nur mit dem Herzog als Landesherrn verbunden, während die ‚principes terrae‘ vorher die Größen im Herzogtum bedeutete (Spindler). Hieraus erhellt, daß der reichsrechtliche Vorrang des Herzogs bei der Ausbildung seiner Landesherrschaft zugunsten seiner eingewirkt hat. Das gleiche gilt für den Kaiser bzw. König. Allein durch lehnrechtliche Maßnahmen hätte auch der Kaiser keine räumliche Einheit des deutschen Reiches herstellen können. Nur mit der vornehmsten Würde des Kaisers, der den ersten Herrschild hat, verbunden, konnte das Lehnrecht als ein „Verwaltungsrecht“ funktionieren. Es ist nichts anders als solche kaiserlich-königliche Würde, welche als ‚imperium‘,

und später in der neuzeitlichen reichspublizistischen Literatur als „Souverainitas“ formuliert wird. In diesem Zusammenhang sollte auch von der „Edelmannsfreiheit“, die als adlige Würde in Bayern mit dem 60. Freibriefe (1558) errichtet wird, die Rede sein. Nur wer dieses „persönliche“ Recht hat, ist fähig, die im Adelsgut „verdinglichteten“ Herrschaftsrechte (Gerichts- und administrative Polizeirechte) auszuüben. Die Adelsschicht ist damit nach unten abgeschlossen, abgesehen von der zufälligen Verleihung der Edelmannsfreiheit wie im Fall Kreittmayrs.

Von den letzteren zwei Elementen der herzoglichen Landespolitik kommt das erste in Oberbayern, und das zweite in Niederbayern zum Vorschein. Im aristokratischen Niederbayern wird das Herzogtum durch die kollektiven Freibriefe zum ständischen Land ausgebildet. Man nennt die Freibriefe vielleicht noch zutreffender die das Land bildenden Stiftungsgeschäfte, durch die der Herzog und die Landherren Mitherrscher des Landes werden sollten, als die Herrschaftsverträge zwischen Herrscher und Beherrschten. Sie sollten dann eben als echte „Integrationsgesetze“ (Verfassungsrecht im Sinne von Rudolf Smend) verstanden werden. Sie wandelten sich aber bald auf dem Weg vom mittelalterlich-feudalen zum neuzeitlich-absoluten Staat zu „leges fundamentales“ (Verfassungsrecht im konstitutionalistischen Sinne) um (Gerhard Oestreich). Als solche könnte man auch die „Landesfreiheitserklärungen“ ansehen. In Oberbayern, wo es nur die Klöster neben der kleineren Zahl der Adelherrschaften gab, war es nicht so sehr dringlich, das Herzogtum ständisch aufzubauen. Hier traten die Züge der Organisation des herzoglichen Territoriums zum Landgerichtssystem stärker hervor. Das Oberbayerische Landrecht von Ludwig dem Bayern ist eigentlich eine „Gerichtsordnung“, die als Gebot der oberen gerichtsherrlichen Herzöge an Landgerichte gegeben worden ist. Es ist aber den Städten auch empfohlen, nach dem Rechtsbuch zu judizieren. Das Gerichtsprivilegium ist den Klöstern auch mit dem Landrechtsbuch zusammen verliehen worden („Zum Buch freien“). Die Adeligen haben aber auf ihrer eigener Herrschaftsgerichten auch nach dem Rechtsbuch entschieden. Der Gesetzgeber hat zwar eigentlich nicht

gemeint, daß das Richten nach dem Landrechtsbuch die Gerichtsbarkeit der Adeligen über den Umfang der Dorfgerichtsbarkeit hinaus erweitern würde. Man hat aber so verstanden und so praktiziert. So haben die Klöster und die Adeligen in Oberbayern bis zur Mitte des 15. Jhs. die Gerichtsbarkeit, die die fast gleiche Kompetenz wie die des Landgerichts hat, gehandhabt. Hier hat das Landrechtsbuch also auch die Funktion der ständischen Ausbildung des Herzogtums, wenn auch stückweise, erhalten. Das ist die Aufgabe, die gerade die Freibriefe in Niederbayern auf kollektiver Weise erfüllt haben. An das auf solcher Weise als System der Gerichts- und Herrschaftsrechte entstandene Land wurden verschiedene Gerichts-, Polizei- und Landesordnungen gegeben. Das Landrechtsbuch oberbayerischen Typs hat also die Eigenschaft der beiden niederbayerischen Gesetzesgruppen in sich. Die Landespolitik der wittelsbachischen Herzöge hat verschiedene Rechtsmittel, Landrechtsbuch in Oberbayern und kollektive Freibriefe (einschließlich der sog. Landesfreiheitserklärungen) mit Landesordnungen in Niederbayern verwendet, sind aber gegen das Ende des Mittelalters auf das gleiche Ergebnis in beiden Ländern hinausgelaufen, nämlich: die „Landständische Verfassung“. Auch an Herrschaftsbefugnissen, die den Landständen in der Tat erlaubt waren, gab es keine große Unterschiede. Das ist gerade der Grund dafür, daß ständisches Niederbayern auch an der Schwelle der Neuzeit ohne große Schwierigkeiten Oberbayern einverleibt wurde.